

裁

決

しかしながら、自動車保有が認められないとした処分の判断は違法である。すな

わち、処分者がその判断の前提とした自動車保有の要件を定めた趣長通知等は、憲法、障害者の権利に関する条例及び生活保護法の理念に照らし、違法である。仮に、

課長通知等を前提とすることでも、本件の法は自動車保有の要件を満たしているので、自動車保有が認められないとした処分の判断は違法である。

したがって、自動車の処分を求める旨記載された処分の判断は違法であり、違法な指導指示に反し

たことを理由とする本件停止処分もまた違法である。

さらに、本件停止処分は、請求人の生命を奪ひかすものであり、指導指示に特じて、と

るべき最初の処分としてばかりではなく、比例原則に違反する法が、生活保護法9条の必要助成の原則に反する。また、請求人に至過ぎ、比類無匹の懲罰料が行われれば、理

由所紀が不十分まことに処分が行われたどいう点で生活保護法6・2条4項、行政手続

法1・4条1項に反する。これらは親類からも本件停止処分は適切なものである。

よって、請求人は、処分がなした平成26年6月23日付生活保護停止処分の取

消及ひ執行停止を求めて、本件申立てを行う。

以下、請求人の主張について詳述する。

(第2 保養停止に至る経緯)

1 請求人の健康状態等

(1) 請求人の若齢性

ア 請求人は、[]のとき、足の親指に耘耕主なるような潰瘍が数日間持つ

るため、福島市内の[]で検査したが、原因不明と診断された。

その後、[]と診断されたが、[]及び[]を受

診したが、[]の症状は少しでも悪化していった。そこで、請求人が[]から[]の皮膚の感

覺の弱さにより、1回目の[]の手術([])を受けた。

ウ 請求人は、その後、[]になれる前に[]に所属していた事

の執刀により[]の手術を受けた。

エ 請求人が[]の皮膚には、[]のせめに[]の痛みが酷く、肘を伸ばす

ことをできぬ状態となつた。そこで、以前に手術を執刀した千葉医師に手術

を行つてもらうことと希望して[]を受診して、[]の診察を受けた。

オ また、腰に痛みが激しく、30度くらいしか曲げることができない

事がでなかつたため、[]の執刀により[]

ガ その後も[]が所属する[]にて[]の治療を受け、2週間に

一連通院して注射及び痛み止め薬の投与を受けていた。

平成25年5月9日から店、注射器が断棄に代わり、一時期、通院2週間隔

間から2週間隔になったが、現在は、薬が合わないため、接前の姿はなく、依然として

[]の症状は悪化も続いている。

半 その他、請求人が[]の頭に[]になり手術を受けており、時期

は特定できないが、[]の手術で1週間程度入院している。

審査請求人

上記代理人
弁護士 斎藤 雅貴
弁護士 鈴木 未都
弁護士 闇根 和久
弁護士 藤井 春樹
弁護士 鹿原 淳規
弁護士 安藤 正徳
弁護士 藤野 正樹
弁護士 佐藤

福島県福島市五条内町3-1
処分部 福島市福祉事務所長

調査請求人が、平成26年7月31日付けで提起した生活保護停止処分に基づく審査請求について、次のとおり要決する。

なお、この裁決書に記載する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

処分部が平成26年6月23日付けで行ったが生活保護法に基づく生活保護停止処分を取扱す。

由

型

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人(以下「請求人」という。)は、請求人に對して処分を行った生活保護停止処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるが、その理由とするところは次のとおりである。

(第1 はじめに)

処分部たる福島市福祉事務所長は、生活保護受給者である請求人が自動車を保有していたことから、請求人に對して自動車を処分するよう指導し、請求人がこれに従わなかつたとして、平成26年6月23日付で前記指導指示違反を理由とする本件処分をなした。

(2) その他の病気

請求人は、**ア**以外にも以下の病気に罹患し、通院加療を受けている。

ア **ア**にて**ア**と診断され、**ア**にて通院加療中である。

アにて**ア**と診断を受け、**ア**にて通院加療中である。

アにて**ア**と診断を受け、**ア**にて通院加療中である。

「時期は記憶がちいさいで落ちが、**ア**との診断を受け、**ア**にて通院加療中である。

アにて**ア**と診断を受け、**ア**にて通院加療中である。

以上が請求人の現状である。

(2) 病室に行くまでに大変な時間がかかってしまう。

生た、請求人は、**ア**が医とんど曲がらず、足を大きく動かさなければならぬ自動車に乗ることが不可能である。

(1) 自動車の使用状況について

ア 自動車の使用

請求人は自動車をポートからすぐ近くまで止め下りり、自動車まで歩いて歩いていてくことはかろうじて可能である。

また、請求人は自動車の運転は脚筋を伸ばしたまゝ同じくわけにはいかないが、**ア**まで運転することは可能である。

イ 走行距離等

請求人は、前記障害のため、**ア**に通院する際と、日田岳の買い物以外にはほとんど外出していない。

買い物についでは、ほとんど^アを歩きながら、^アを運搬する際と、^アに外出しないこととしている。

度は週1回程度であり、自転車が空になると外出する際と、**ア**には近所の^アへ行く。

また、請求人は、財布をかざしてが安全から、**ア**に通院するとした場合、^ア自宅から「**ア**」^アがバス停まで歩くことになる。

買い物しあげて、自動車に荷物を載せないと、体の痛みに耐えながら何度も買い物に出なくてはならない。手がふさがると歩くのも非常に難しくなる。

(2) 請求人の自宅周辺の状況等

ア 移動経路

請求人が公共交通機関を利用しても自宅から^アに通院するとした場合、^ア自宅から「**ア**」^アまで電車に乗車するため、^アバス停まで歩くことになる。

公共交通機関の使用が困難であることを^ア上記通路により請求人の自宅から^アバス停まで約8.0m、^アから^アバス停まで約3.10m、^アまで約4.80mを往歩で移動しなければならない。

請求人は、「**ア**」^アを歩つており、歩行すると、すぐに腰に負担がかかるので、腰を曲げたり、腰を曲げたりと歩くことは困難である。

(ア) 上記通路にかかる上記のように長い距離を歩くことは困難である。

特に、請求人は、「**ア**」^アの自宅を補うために右手に杖を持つ必要があるが、**ア**も手術を受けたため、**ア**が入っているため、まだ可動範囲は狭く、右手で杖をもつことも難しい状況であり、杖を使らることはできない。また、請求人は、車椅子を待つていてない。

(イ) 請求人は、「**ア**」^アの腰が強いため、^アには乗つてはいけないと指示されている。転倒すると折するリスクが高まるなどの説明を受けてかかる。

特にバスは、座席に座れた際に、肘の可動域が狭く手すりにしつかり座まざるこれが困難なため、バスの運転手がバーを降らん際に転倒して

車椅子は、腰に1回かそれ以下の頻度でしか行つておらず、毎時間の歩行も難しいため、必要最低限の買い物を済ませるようにしている。そのため、**ア**トト

につかまって、休みながら行わざをしない。通院についても同様であり、診

察室に行くまでに大変な時間がかかる。

怪我をする可能性が高い。また、バスの移動の揺れにより腰を痛める可能性がある。

3 生活保護停止までの経緯
(1) 請求人は、平成11年6月3日より生活保護の受給を開始した。請求人は、生活保護を申請した当時から、腰痛の持病があり、歩行が困難であったことから、自動車を保有したまま生活保護を申請している。

(2) 請求人は、生活保護を申請した当初から自動車の処分を口頭で処分部がどちらにその都度、ケースワーカーに対する「○」のために自動車がなければ生活できないと訴えていた。しかし、「○」は、自動車を処分しなければばならない理由を説明することではなく、「ダメなのはダメ。」と言うだけであつた。

(3) 平成25年3月22日、処分部から、請求人に対して、自動車を処分するようにとの文書による指示があつた。

(4) その後、同年4月18日、請求人は、処分部に対し、当該指示の理由の説明を要する複数回を送付した。

(5) 請求人は、同年5月22日、処分部から上記複数回件に対する回答を要受けた。しかし、当該回答は、請求人がタクシーを利用するか通院先を変更することができる限りであり要件を満たさないことを等を理由とするもので、厚生労働省社会・医療局保護司長通知(第3の(2))の著文の要件當生の判断を誤ったものであつた。

(6) しかし、処分部は、請求人の意見書に対する対応は所轄の政務官に依頼して、同年1月22日、請求人に對し、本件自動車の処分について口頭で指導すると共に、請求人代理人弁護士宛て前記意見書について、まずは文書で回答がはやく伝えだが、処分部は、文書でも口頭でも回答するつもりはないといふと答えた上で、同年1月23日、請求人に対し、口頭で自動車処分の指示を行つた。

(7) そのため、請求人は、平成26年1月9日、当該指示の旨回を求める意見書を提出したが、処分部は、当該意見書に何ら応答せず、同年1月21日、自動車処分の文書指示を行つた。

(8) 請求人は、同年2月7日、処分部に対し、請求人の生活保護に関する文書一式の情報開示を要求し、同年2月24日、処分部に提出して、意見書と質問書を提出し、当該指示の撤回を改めて求めるとともに、双方判決(平成22年(行ウ)第35号生活保護申請却下処分取消等事件、平成22年(ワ)第35号損害賠償請求事件・大阪地裁平成26年4月19日判決)等を参考したため、○に對してどの様に開示したのか等について回答を求めた。

(9) しかし、処分部は、請求人の情報開示請求に對しても何らの回答もしないまま、同年3月7日、前項の質問書に對しても、義務違反によつて生活保護の変更等の措置を行つたため、並明の機会を付与する旨の通知を送付した。

(10) 同年3月7日、処分部は、上記(8)の質問書に対する回答を請求人代理人のものへ送付したが、同回答書の内容は、「職長登録に基づき斟酌した結果、要件を満たしていない。」といふだけのものであり、質問に対する回答になつてはなかつた。

そこで、請求人代理人弁護士は、同年3月17日、処分部に対し、請求人の

情報開示及び弁明の機会の期日変更を申し出ることもいた、上記回答に抗議する文書を送付した。

(11) 弁明の機会の期日は、同年4月11日に変更されたが、同期日までに、上記(8)の質問に對しては処分部から追加の回答がなされたことになかった。
子のため、弁明の機会に對して、請求人は処分部に対し、「請求人の具體的生活状況に觸れる調査を行つたのかどうかが、処分部が文書に記載していた「該痕の強い」「疾患の少ない」というめがどういつ状態を指すのか等について尋ねたが、以前に回答しておる。」「所内で施設した結果です。」とがみ合わない回答をするがかりで質問に一切回答しなかつた。また、請求人が弁明の機會についての手続きを求めており、処分部は通知書を読み上げ、通知書に記載されている通りであると述べるだけであつた。

このように処分部は、請求人の質問には何らの回答もせず、弁明の機会についての手続きの説明も行わなかつた。

(12) 同年5月16日、処分部から請求人にセカンドオピニオンとしての医療機関受診の意見書類を届いた。その後も、請求人位、向ふ0日、受診の意見書類を求める書類が届いた。その後も、請求人に対し、○へ面接させた結果、検査等できないとの回答であった。自の連絡があつた。そのため、請求人は、その後、自身で○へ連絡し、○の検査の可否について尋ねたが、その後、内科外来受付は、「受診・検査は可能。」「紹介状も不要。」と回答した。

(13) 同年6月17日、処分部がから請求人に対し、○へ連絡した。その後、自身で○へ連絡し、○の検査の可否について尋ねたが、その後、内科外来受付は、「受診・検査は可能。」「紹介状も不要。」と回答した。

(14) その後、6月23日、本件停止処分を行つた。

4 生活保護停止後の状況
(1) 請求人の生活費について
前記のとおり、請求人は、生活保護費以外の収入が一切ない。

請求人は、家具家具の買換え等将来の急な支出に備えて、生活保護費の中から少しずつ蓄えをしており、その貯蓄を切り崩して何とか生活をしているをいう状況である。

(2) 請求人の支出について
請求人の日々にかかる支出は概ね次のとおりである。

電気代	■■■円
ガス代	■■■円
水道代	■■■円
駐車場代	■■■円
介護保険料	■■■円
以上は定期的にかかる費用であるが、その他、食費、日用品費、交通費(ガソリン代)等が生活に不可欠が必要として生じる。	■■■円

(3) 生活保護停止後の生活の変化
請求人は、もともと簡素な生活を送っていたが、生活保護が停止されたことで、さらには切り詰めた生活を余儀なくされている。
たとえば、請求人は例年、夏場はグーラーをつけて生活をしていたが、今年は、生活保護が停止されたことから屋根棊のみで生活しており、一度もグーラーをつけられない。

主たるガリソン代を少しでも節約するため、7月以降は、精算に行く以外は基本的に引っこもりの生活となつた。さらに、そのどちらかのストレスからか、
■■■■■などの■■■■■のような症状が現れて、現在、
■■■■■にて薬の処方を受けている。

- (4) 請求人の病状等について
■■■■■の症状については、■■■■■の痛みが現出してたり、■■■■■の便も上昇している。現在、請求人は、即ち血の便を降りることもづらい状況であり、■■■■■へは2週間に1度の通院を継続している。
その他の病気については基本的に変化はないが、最近、上記のどおり、■■■■■のよくな症状が現出しており、処方を受けているところである。

(第3 請求者の権利について)
請求人は、先に述べたとおり身体障害を抱えており、通院のために自動車が必要不可欠であることから、自動車を保有したまま生活保護を受給していった。しかし、観光庁は、請求人に對し、自動車の処分するよう再三にわたり指導指示を行い、請求人が指導指示に反したことを見理由として生活保護停止処分をなしたものである。
この自動車の処分を命じた指導指示及び違反を理由とする生活保護停止処分の違法性を判断するためには、そのための検査をして、障害者の権利義務及び処分の権利法規工である生活保護法の理念につき検討する必要がある。

参考：處理基準としての「厚生省令知照書」
昭和3・6年4月1日厚生省第1・2・3号厚生省令知照書による
保険の実施要領について（次官通達）

昭和3・8年4月1日社労第2・4・6号厚生省社会局長通知「生活保護法による
被扶養の実施要領について」（局長通達）

昭和3・8年4月1日厚生省社会局保険課長通知「生活保護法による
被扶養の実施要領について」（局長通達）

別冊回答集（平成21年3月21日厚生省通達）

2 障害者の権利に関する条約の基本理念

(1) 異なるの理念及び障がいの概念

日本は、平成26年1月20日、障害者の権利条約の締約国となつた。

障害者の権利に関する条約は、すべての人々の平等を実現するために、インクルーン社会（包括・包含社会）の創造を目指す。障害を持つ人の人権や基本的自由の尊重を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を定めている。具体的には、障害に基づく差別を禁止し、障害を持つ人が社会に参加し、包容されることを促進し、条約の実施を監視する枠組みを設置している。

障害者の権利に関する条約における「障害」とは、その人の内に存在する機能的な障害にとどまらず、環境上の障壁により引きさまた活動制限、参加制限を伴う状態を意味する。そして、障害を持つ人は、障害という属性がいる普通の市民であり、通常の人間的ニーズを満たすのに特別の困難を抱えている人と捉えられてゐる。障害を持つ人と障がいを持たない人が平等であるためには、特別な配慮が必要であり、しかも特別な配慮はできる限り通常に近い方法で提供されなければならない。

(2) 移動の自由の保障

同条約20条は、移動の自由について、「障害者は、障害ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。」と規定する。その具体的な措置としては、特に「障害者が、自己選択する方法で、運搬するときにつつ妥当な費用で個人的に移動することを可能にする」と「障害者がが買の高い移動補助具、車両、支援技術、生活支援及び仲介する者を利用することができる」とあること、「これらを要するときに利用可能なものとする」と「障害者が会員参加のための基準要件であり、これにより環境上の障壁が除去されることがある。」

(3) 自動車の保有について
自動車の保有は、障害を持つ人が、障害を持たない人と同様に「自立して」「自己で移動」するための「特別な配慮」にあたる。自動車保有の必要性が現に存在するにもかかわらず、自動車の保有を認めないことは、本人の日常生活や社会参画を容易にすること(これらを要するときに利用可能なものとする)を阻むことである。よって、障害を持つ請求人に對し、自動車の処分を指示指導し、これに反したことを見理由として、なきれ生活保護停止処分については、障害者の権利に関する象徴的基本的理念及び同条約20条を十分に考慮したうえで、粗略法廃である生活保護法に照らし、該格に判断されなければならない。

3 生活保護法の基本理念
(1) 最低生活保護と自立の財産（法1条）
生活保護法は、最低生活保護（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）の理念に基づく最低生活保護と自立助長を目的とする（生活保護法1条）。以下、「法」という。)
最低生活保護は、憲法上の権利たる生存権に基づくものであるが、健康で文化的な生活水準を維持することが何よりも大切である（法3条）。
自立助長も、憲法上の生存権（ないし是寧法13条の「個人の尊厳を尊重並びに保護するもの」）を重視し、監禁による経済的自立のための支擇（財務自立）の理念に基づくものであり、自立助長はそのためのサービスを受けるとして構成されなければならない。「自立」の意義について、「社会保険審議会福祉制度部会生活保護制度の在り方に關する専門委員会報告書」（平成16年12月15日）は、以下のとおり述べている。

「「自立支援」とは、社会保険法の基本理念にある「被保険者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じて目立した日常生活を営むことができるよう」に立場するもの」を意味し、監禁による経済的自立のための支擇（財務自立）のみならず、それぞれの被保険者の能力全その抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るためにの支擇（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するものである」

(2) 異常別平等（法2条）
該条法（昭和4年制定）は、教職の対象者として高齢者、児童、妊娠婦、一定程度以上の障害者に限定しており、就寝法の停止に伴つて制定された生活保護法（昭和21年9月制定、同10月施行）は、「能力があるにもかかわらず、勤労の意思のない者、勤労を怠る者、その他生計の維持に努めない者、棄行不従者」について、保護の対象としないといふ特殊事項を設けていたしかし、現行憲法

25条における生存権理念を前提として創定された現行生活保護法は、無差別平等原則を採用し、このようないくつかの要件とする「樹限扶助主義」の立場をとらず、困窮の原因にかかわらず、生活困窮者一般が生活保護を利用できるとする「一般扶助主義」を採用した。いかなる困難原因であっても自立の機会を与えるべきは社会事業の目的として当然であって、一般扶助主義を徹底してこそ、生活保護制度は、意図上の優遇たる生存権保護のための「最後のセーフティネット」としての役割を果たすものである。また、それは、生存権を規定する憲法25条1項が「すべて国民は……」としている趣旨にもがなうものである。

(3) 錦織で文化的な生活水準を維持できる生活の保障（法第3条）

生活保護法は、憲法25条の生存権保障のために、最低限度の生活を保障するのでは当然であるが、法3条は「水準を維持できる」としていること意味がある。

そこでいう「生活水準」については、「消費生活の具体的な内容を示す言葉で、消費生活がどのような仕方で営まれていかかるかをその内容としている」と定義されていて(小山進次郎著「改訂増補・生活保護の解説と運用」中央社会福祉協議会刊)。

すなはち、具体的な内実を有する消費生活が基礎を置いていたことからすれば、保障されるべき生活は抽象的に満足されるべきではなく、財政基盤に左右されなければならぬものでもない。また、その水準が保障されているか否が別はつきりしなれば生活困難層（相好的貧困層）のうち、生活保護を受給していない者との比較をおいて生活水準を考えるべきである。

(4) 保護の機能性（法4条）

上記のように、旧法では、勤労の意思のない者及び兼行不適者等について失業保険項目を認めていたのにに対し、現行法では、欠格条件を停止し、能力の活用を生き残る場合の要件とした。

反面、急患した事由がある場合（社会面会上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合）には、資産・能力の活用をしていく上で保護開始開始しなければならないとした（法4条3項、25条1項）。これは、「資産及び稼働能力の活用」が、欠格条件に基づくものであることを明らかにしたものと言える（このことは、医療上の技術者等の扶養による要件としながらともまれていて）。

(第4 自動車の保有について)

はじめに、本件では、請求人が自動車を保有・使用していくことに対し、処分行為が自動車の保有は認められないとして、請求人に自動車を処分するよう指導指示を行った。請求人がその指導指示に従わなかつたことから、指導指示違反として生活保護停止処分がなされている。したがつて、本件において、請求人の懲罰がされた是体的事情から、自動車の保有が認められるが、検討する必要がある。もし、本件において、請求人が自動車を保有することができるべきであるとするならば、請求人に對して、自動車を処分するよう命じた処分命令その身体が違法なものであつたことにもまれていて）。

のであるが、この指導指示を前提とする生活保護停止処分もまた違法なものとなるからである。

自動車の保有については、「資産の活用」という意味での保護の機能性（法第4条）が問題となる。厚生省監査の最初の「資産額は、原則として自動車の保有（なしし使用）を認めていたが、例外的に自動車の保有（ないし使用）を認めているケースがある。

厚生労働省の通知、通達に見る自動車保有の要件

事業用品としての自動車は、事業用機器として取り扱われ、(原)規則第3条第3項第1項の①区分面積が利用価値に出てして多く大きいとばかりはいえない。②自動車の保有していられるから車主はね」年以内に利用することにより世帯の持取に著しく貢献す。

1) ①区分面積が利用価値に出てして多く大きいとばかりはいえない。②自動車の保有していられるから車主はね」年以内に利用することにより世帯の持取に著しく貢献す。

が当該地域の低所得世帯などの均質を失しない。③月に最低生活費持たために利用していられるから車主はね」年以内に利用することにより世帯の持取に著しく貢献す。

それに対して、生活用品としての自動車は、原則として工保有は認められない。

規則第3条第3項第1項の①区分面積が利用価値に出てして多く大きいとばかりはいえない。②自動車の保有していられるから車主はね」年以内に利用することにより世帯の持取に著しく貢献す。

しかし、自動車がなければ最低限度の生活の維持自体が困難である場合や自動車が自立能性に効果的な場合には、例外として自動車の保有は認められる。

次回通知第3条は、資産の保有を認める要件として、「1) その資産が確かに最低限度の生活の維持のために使用されており、かつ、充分するよりも保有している方が生活維持度及び自立の財産に裏付けがあるがついているもの。2) 現在活用されていないが、近い将来において活用されることが生活維持度を下げて、かつ、処分するよりも保有していける方が生活維持に金物があると認められるもの」としている。

この次回通知を受けて、規則第3条の9では、運動用自動車の保有について、「①障害者が自動車により運動する場合②公共交通機関の利用が著しく困難な地帶に住む者又は駆除先があり、自動車により運動する場合③愛度運送等の業務に從事している者又は自動車により運動する場合」が挙げられている。なお、「上記の②③の場合は、(1) 当該障害者が自立能力に優れていてこと、(2) 自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないもの。(3) 自動車は划分価値の小さいもの、(4) 当該運動等による收入が自動車の経常費を大きく上回ることなど」の要件を全て備えた上で認められる。

また、運動用として将来の利用が見込まれる場合として、保護の開始申請時に車両又は其の他の方法により障害を中断しているが、おもむね6ヶ月以上前に既に本より保護から脱却することが確実に見込まれる場合、充分価値の小さい自動車の処分指導が保留されるようになつた。公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している場合は、求職活動による運動等を除く自動車の経常費を大きく上回ることの2、2000年版、2000年度要請改正」。保有自体を認められるわけではなく、使用が制限されているが、保護要給者に対する。

自動車使用を認める例外が医大模向にあることは明確ない事実である。自転車の用をとして、障害者（児）や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の医院、施設や監修者（児）の下に保育が認められる（要件としては、①通院等のための定期的な利用、②自動車による以外に通院等を行うことが極めて困難である、③自動車の運転適性が小ささい（障害者の場合、使用者用に改造してある場合）、④精神障害者が

らの援助、他族族の活用等によりまかねられる。(⑥本人、生計回二者、常時介護者がまづばら選択)。（課題通知第3の12）。

これらは課題通知による指示と見え、次官通知第3にしたがって、それ以外につかれて認められるべきである。それをお受けけるものとして、課長通知第3の12に「以上のいずれかの要件に該当しない場合であつても、その保有を認めることが更に必要があるとする特段の事情があるときは、その保有の実態につき厚生労働大臣に確認提供すること」と示されていることから、厚生省は、「生活必需手帳別冊問答集2-0-1-D」の問3-1-4では「該第3の日及び1-2以外に被保険者が自動車の保有が認められる場合はどうな場合か」との問い合わせに対し、「生用品としての自動車は、車に日常生活の便利に用いられるならば、地域の整備の如何にかかわらず、自動車の保有を認めるべきではない」「生活用品としての自動車に付いては原則的に保有は認められない」としつつ、「(生用品としての自動車保有について)なぜかは、保有を容認しなければならぬ場合もある」と思われる。かかる場合は、東施態園は、「県本府及び厚生労働省に情報提供の上判断していくべき必要がある」として、義務用、通勤用以外の生活用品として、車両用、通勤用以外の生活用品などを示唆していることから、これが自らの自動車保有についても、認められるケースがおり得ることを示唆していることから、自らの自動車保有についても、認められる。課題通知の別紙以外の場合においても、交通の便の悪いところでの求職活動、就学、調査、通学などを考えると、きめ細かい検討（チニス終断会議等）によって、具体的な場合に応じて処分価値の大きさを決定するべきである。

3 課長通知の定める自動車保有の厳しい要件は生活保護法の趣旨を逸脱する違法なものであることを

厚生労働省（旧厚生省）課長通知は、法定受託事務に関する處理基準（地方自治法2-45条の9）として、厚生労働省厚生労働省社会・医療局長通知などとともに「保護の実施要領」として「生活保護手帳」に取りまとめられており、別冊問答等と、「保護の実施要領等の実際の適用にあたっての疑問に答える」に取りまとめているものである。技術的助言である後者はもちろん、処理基準である前者も、本来的には、地方自治体を法的に拘束するものではない。しかししながら、上記のような課長通知や別冊問答があるがゆえに、極めて厳格な通知の要件を課ださない限り、本件のように、処分価値のほどなどない車までも一律に保有を認めない実務運用がなされている。こうした要件は、次に述べるように極めて不适当であるとともに、生活保護法が本来想定する「補足性の原則」における異質の要素を盛り込せるものであり、法の趣旨を逸脱した違法な要件である。

(1) 生活保護受給者にとっての自動車保有の必要性

ア 現代における生活保護の重要性

生活保護は最後のセーフティネットであり、その重要性はいうまでもない。しかかも、非正規雇用の拡大により、従来、正規雇用中心に割合が偏っていた雇用や社会保護のセーフティネットが機器不全に陥っている現在、最後のセーフティネットである生活保護によって生存権を保障することの重要性はますます高まっている。

イ 憲法2-5条及び生活保護法1条の趣旨

生活保護法1条は憲法2-5条1項を受けて規定され、生活保護法によつて保障されるべき最低限度の生活とは、健康で文化的な最低限度の生活で

ある。生活保護法は、最低限度の生活の保護のみならず、あわせて自立助長を目的一としているのであるから、自動車保有を認めらるか否かについては、最低生活保護と自立助長の2つの目的に照らして検討すべきである。

ワ 自動車保有の高度の必要性

生活保護の実施上どのような資産の保有が認められるかに基づいて、かつては、冷蔵庫の保有すら認められない時代もあつたが、時代の推移と国民全般の生活水準の向上にともなつて、電気、ガステーブル、クーラー等が生活必需品として逐次広く認められるようになつてきた経緯がある。

現代において、自動車は基本的な生活用品として広く普及している。自動車の普及率は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設入居者を除いては、車の普及率は、2-0-9年度末で83.2%にも達している（内閣府「消費動向調査」）。

通常、住宅・施設・医療・教育活動の際の移動の手段であるばかりではなく、日常の買い物や、子ども・高齢者・障がい者の送迎、友人・友人との交際、その他、様々な用途を行つために自動車を利用する必要性は高い。特に、過度な隣がい、加齢による身体機能の低下など、ハンディを抱えた人はどつては、公共交通機関の利用には一概の人にはない困難が伴うことがある（一般の人と同様の移動の自由を授与するために自動車を利用する必要性が高くなる）。

そのようなハンディを抱えていない場合であつても、生活中に困窮している人は、公共交通機関へのアクセスの良い場所は家原、地代等が高いなどの理由から、公共交通機関へのアクセスが悪い場所に居住している場合が多い。さらに、地方においては、保険料等を理由に公共交通機関が縮小傾向にあり、自動車を保有する必要性は年々増している。一概的には都市部と考えられていてる地域においても、中心部でなければ電車やバスの本数も少なく、その路線も路線とされるなどの事情が進行している。公共交通機関の利用が行いにくければ、その分、自動車を利用する必要性は高くなる。地方においては、自動車を保有していなければ自動車の場面で不利にはたらくこともあります。郊外型の大規模販賣店が増えた半面、以前からあつた商店街はショッターワーク化してあり、生活費を節約するために郊外の大規模販賣店で安価な食料品や日用品を購入する必要性が高まっている。特に九州・沖縄、北海道・東北・中国・四国では、「乗用車の保有制限が絶対的な障壁を与えていた」として、それ自体が就職の場面で不利にはたらくこともあります。一方で、公共交通機関が増える半面、以前からあつた商店街はショッターワーク化してあり、生活費を節約するために郊外の大規模販賣店で安価な食料品や日用品を購入する必要性が高まっている。特に九州・沖縄、北海道・東北・中国・四国では、「乗用車の保有制限が絶対的な障壁を与えていた」として、それ自体が就職の場面で不利にはたらくことがあります。このように、公共交通機関に対する制限が実質的な被保護世帯増大の歯止めになつちいることが指摘する。「社会政策研究」編集委員会編「社会政策研究」（社会政策研究会、2-0-09）。

「貧困問題と所得限額制度」（社会政策研究会、2-0-09）によれば、乗用車の生活上の必要度は高く、被保護世帯に対する自動車保有の制限が実質的な被保護世帯増大の歯止めになつちいることが指摘する。「これらの結果では、乗用車の生活上の必要度が高いものであるといえども、このようにして生活を營むという意味で最低限度の生活の保護に欠かせない生活を営むためには必要性に鑑みれば自立助長のためにも必要性の高いものであるといえども、このように自動車保有の必要性に鑑みれば、自動車を保有しないといつて保護を受給できなければ生存権保障に」

受けけることになる。他方、保護を受給しているからといって自動車保有を認めないことは、最低生活保障及び自立助長といづれの目的に反するばかりでなく、不适当な移転の自由を制限することとなるのである。

2) 生活保護法が本来予定するものは何か

生活保護法4条
法4条1項は、「保護は、生活中困窮する者が、その利用し得る資産、能
力その他のあらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用するこ
とを要件として行われる」と定め、保護の要件として、「資産」を最低生

卷之三

「資本」とは、プラスの財産の継承とされ工へる（小山進次郎「改訂増補
生活保護法の解説と運用」上・21頁）。このことからは、処分価値のない自
動車は処分価値のない自動車である。

卷五

住用の宅地や家屋については原則として保有を認めることとされてゐる（昭和38年4月1日発効第246号厚生省社会局長通知「生活保護法における保理の実施要領について」第3-1）。これは、宅地や家屋は最低生活の維持や自己助長の根柢となるものであるが故に、「保有して自立する」ことこそが「活用」にあたる考え方である。前述のように、最低生活維持や自己助長の根柢となるものであるから、「保有して自立する」ことこそが「活用」にあたる考え方である。

しかし、そのような解釈は問題の解釈を誤っている。同項は、保健基準が住民の生活権利を充たすための必要最小限のものでなければならないとして定めたものである。生活保護受給者の生活水準が、開始していない一般の世帯の生活水準を上回ってはならないことである。同法3条が「この法律のうち最も下位の階層に属する「劣等差遇」を定めたものと解することは、陸軍で文化的な生活水準を維持することとができるものでなければならない。」と定めており、同法5条により、

これがこの法律の基本原理であつて法解釈の基礎とされていることに反し、
警告しないといふべきである。

維持費がかかることは保有制限の根柢とはならないこと。自動車を保有すると通常維持費がかかり、最低限度の生活を庄重することができず、これが主張されることがある。しかし、が保有を制限的に解すべきとの根柢として主張されるなどは、保護費生活上不可欠なものを使は保有するためには保護費をやりくりするなどは、保護費生活の自由であるといえる（審判平成15年3月16日、民集5・8巻3号647頁参照）。

したがつて、維持費がかからることは自動車保有を制限する根柢となる。

自動車保有のるべき規則
以上の本うに、生活保護法上、区分価値のない（先卸代金よりも充却に要する経費が高いものも含む）車についてでは保有が容認されていると解すべきである。また、前述した現状における自動車利用の高層の必要性に鑑みれば、車を保有して利用することには差別的に財政的・生活維持等に自立助長に役立つべきである。一方で、区分価値の高い車でも、「区分価値の低い車」も区分価値や自立助長に充立する車である。そのため、区分価値が最も低い車であっても、それを保有して利用することが最も生活維持等に役立つ場合では、保有が容認されるべきである。例外的に、その自動車が遊興のみでしか利用されないか、また、現状の車で最も車両の購入費用が容易な場合のみ、現金の方法に保有を容認すべきである。

自動車保有に関する緊急通報法の規定は生活保護法の解釈に原らせば、別冊同様第3-14が原則として自動車保有をしての自動車保有をしての生活保護法としての自動車保有を禁じ、緊急通知のための自動車保有の認められるとするものであるといわざるを得ない。

これがこの法律の基礎となるべきである。

維持費がかかることは保有制限の根柢とはならないことと
自動車を保有すると通常維持費がかかり、最低限度の生活を庄重するこ
とが保有を制限的に解すべきとの根柢として主張されることがある。しかし
生活上不可欠なものを使は保有するたために保養費をやりくりすることは、保護費
が給付の自由であるといえる（審判平成15年3月16日・民集5・8巻3号6
47頁参照）。

したがつて、維持費がかからることは自動車保有を制限する根柢となる。

自動車保有のるべき規則
以上の本うに、生活保護法上、区分価値のない（先卸代金よりも充却に要する経費が高いものも含む）車についてでは保有が容認されていると解すべきである。また、前述した現状における自動車利用の高層の必要性に鑑みれば、車を保有して利用することには差別的に財政的・生活維持等に自立助長に役立つべきである。一方で、区分価値の高い車でも、「区分価値の低い車」も区分価値や自立助長に充立する車である。そのため、区分価値が最も低い車であっても、それを保有して利用することが最も生活維持等に役立つ場合では、保有が容認されるべきである。例外的に、その自動車が遊興のみでしか利用されないか、また、現状の車で最も車両の購入費用が容易な場合のみ、現金の方法に保有を容認すべきである。

「元気な頃の小川」のことは、自動車にはCの性能をいかうのが問題となる。

生活保護が最低生活保障のみならず自立助長をもその目的としているところ、多少価値のあるものであれば全てを失わなければ保護を実現できない」というのでは自立を阻害しかねない。

そこで、例えば、核早原が、現行の解雇規制第3の9-2にいう「処分並月額の小計のもの」の解釈に従ってあるが、当該世帯の最低生活費の6ヶ月間付地用當10.0ヶ月8.8年半自

自動車保有に関する緊急通報法の規定は生活保護法の解釈に原らせば、別冊同様第3-14が原則として自動車保有をしての自動車保有をしての生活保護法としての自動車保有を禁じ、緊急通知のための自動車保有の認められるとするものであるといわざるを得ない。

課長通知を別冊同書等が、基本的に運動や通院についてしか自動車保有の必要性を認めていないのは、様々な場面で自動車を活用することが最低生活維持の下である。

(4) 課長通知等の規定が文書通知・局長通知とも整合性を欠くこと

次官通知第3号は、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産」につき、原則として処分を求める。例外としては、「資産が現実に最低生活維持のために自立の助長に悪効があがつていているもの」など5つの要件に該当するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に悪効があがつていているとする。そして、次官通知第3号を生活用品について具体化した局長通知第3-1(4)では、処分届出の小計いものは保有を認めること

の規範であるが、自転車・軽便車から見ても、登録登記を次々とし、愛当性を仄くことは明らかである。

5) ローン返済中の自動車について

現在の選用においては、ロナン返済中の自動車については、所有権留保を行つている者等に返還するよう求められる場合が多い。これは、保有を認められれば保有権をもとに資産を形成することになるとか、ローン返済が最終生音を圧迫するなどの考え方によるものと思われる。

しかし、車は経年劣化による価値下落の激しい商品であり、自然人の自己破産申立事件においても、例をば初年度登録からならないし7年程度の期間が経過したものをついでには、原則として登記による評価額の透明がなくとも無価値と評価する運用をなされているところである。また、財書性のある生命保険であつても一定の場合には保有が認められていることとの均衡もかかる必要がある。

そのため、よほど高価なものではない限りは、ローンを受取った時点で資本を形成していくことは評価できます。月々のローン支払は他用の為にすきないどがあるべきである。そして、保護費の使途は基本的に保護受給者の自由であることとは前述したとおりである。

したがって、区分価値の小さいものであって、日々のローン返済額が最低生活費に於いて一定割合以下であれば、ローン返済中の自動車であつても保有を認めるようだすべきである。区分価値の小さいものについては前述のとおりであるが、ローン返済額につけては、例えば東京都生活保護適用事例集が住口ローン（問3-11）や全世帯保険料（問3-5）の併容基準として生活扶助基準の15%以内としていることなどを参考に、

88) 芝居事故のリスクは保有制限の規制とならぬること

しかし、任意保険に加入する経済的余裕がないのは、生活保護受給者に限られることではない。法律上は、保護受給者であることを問わず、憲制保護度が自財質保険に加入することしか求められていないのであるから、保護受給者にのみ、任意保険に加入すれば保有は認めないとする法律上の趣旨は存しない。この点、限られた場合に保有容認としている規則の陳述通知や別欄登録も、自動車保有が容認される場合に任意保険に加入することまでは求めていない。

(7) まとめ
以上見てきたように、譲渡通知や譲り受けに定められた自動車保有の要件は、本来、補足性の原則（法54条）からば、必ずしも導かれなければならないものであることは明らかである。そして、自動車社会である現在、地方都市において、自動車の使用信、それこそ生存にかかわる重要な意味を持つてゐることなど、常に述べたような事情がさらすれば、県民通知等のような厳しい射撃的要件の下でしか自動車保有を認めたまゝではあるまい。

実施規則が、課長種類をことさらに形式的にあてはまらず自動車区分を指導することに対する違法性であることは、上所述べることからも明らかである。

裁判所の裁決所による自動車保有の要件と同様に定められた自動車保存の要件が違法とするにはいえず、それなりの合理性を認め立場に立つたとしても、課長種類や回答者の要件をそのまま形式的にあてはめて適用するなどして不合理で、法の趣旨を逸脱する。

下記裁判例や教科書は、原則として保有が認められないという立場（その意味で、開港通商や同警察に定められた自動車保有の要件 자체は認められ立場）に立ちつつも、自動車の保有が認められる要件を一定程度を認めて運用する必要があると判断している。

が、保険開始直後「免振機関から、自動車の所有、借用及び出車以外での運転を禁止する旨の指示を受けた」。しかし、その経験者は、免振機関担当者に自動車を運転しているところを察知され、指示違反を理由に保管停止処分を受けた。そこで、原告は、停止処分を違法としてその取り消しを求めて控訴した。という事案である。この判決は、自動車保有の要件について、以下のよう述べている。

「ただ、自動車の著しい普及がそれに伴ひかなり低価格の中古車等も出回るようになつてゐることなどの社会的慣習の変化に応がんが流れは、同管集『田1.3-4』の「なまき」にいづ「紹外的に保有を容認すべき事態がある場合」については、基本的に譲長面倒の「西9」及び「西1.2」に準ずることとしつつも、①該物のための公営や運営機關を利用することが主たる方法ある」と

していふことを理由に申請を却下した。請求人は、子どもの急病時等の通院、求職活動や就労した場合の通勤用として自動車が必要であるなどの理由で、車両保有が認められるべきであるとして審査請求を行つた。

主たる下記の裁決例(いずれも秋田県裁判所)、その後の指導旨示及び保護停止決定処理申請手続割り下処分に対する審査請求、その他の指事旨示及び保護停止決定処理申請手續割り下処分に対する審査請求の件りとも、上記裁判所と同様、原則として自動車の保有に對する審査請求の立場に立ちつつも、形式的には課長通達の趣旨からして自動車保有者が認められる場合があつたらしく、生活保護制度の趣旨からして自動車保有が認められる場合があつたらしく、実質的かつ実効的に同一の立場を取つておる。

(事案の概要)
捜査請求人は、一夫と離婚し、長男（4歳）、長女（2歳）、二男（1歳）を養育していた。前夫は振舞のため、養育費の支払いは受けられず、実母から扶助を受けてきたが、扶助の継続が困難ため、生活保護申請を行つた。福祉事務所長は、請求人が移自動車（処分価値10万円程度）を保有

していふことを理由に申請を却下した。請求人は、子どもの急病時等の通院、求職活動や就労した場合の通勤用として自動車が必要であるなどの理由で、車両保有が認められるべきであるとして審査請求を行つた。

「保険申請前序においては請求人が就労していなければ、事業用や通勤用としての保有要件を満足していないことは明らかであるものの、一方では、生活保護制度が要保護者の生活の自立を助長するため、様々な指導、講習人が生活が困難な状況に陥った時もないと云ふこと、
しかも、別の資格を持たず、ほどの幼い子どもを養育しながら、就労の機会を併つけることは、以下の通りの運用状況の中で選択の幅は広くな
る。」

このように、請求人にとつて自動車の保有は、最低限度の生活を維持するに必要不可欠であり、自立した生活を行つたために活用されることは認められない。

（3）したがつて、請求人の自動車保有は、次官通知及び監査通知の要件を満たしていないのであり、生活保護法の趣旨及び自立の助長に資するものであるから、当然に認められるべきである。

11) 警報通知第3の1)の1において、障害(見)者が運転免許のために自動車を必要とする場合であつて、①障害(見)者の運転免許の状況による事が利用されることが明らかにならぬ場合であること、②当該者の障害の程度により利用する公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することにより困難であつて、他法的施設による送迎サービス等の活用が困難であること、また、タクシー等の運送手段による送迎サービス等の活用が困難であり、社会通念上妥当と判断される等、自動車により運転免許を行なうこととが実質的に同一であることを認定せしめることと、③自動車の運転免許の更新手続が他の施設に改進してあるものであること、④自動車の運転免許の更新手續がおおむね20.0.C.C以下であること、

就対する現状であることが明らかにならぬ場合は、障害(見)者の運転免許の更新手續が改進する場合であることを認定せしめることと、⑤障害者自身が運転免許手續を受ける場合又は障害(見)者の運転免許の更新手續が改進する場合であることを認定せしめることと、

まだは運転上身体障害者用に改進してあることを認定せしめることと、

限のものの「掛置金がおおむね20.0.C.C以下」が他からの援助・維持費に充てられることと、

特に要する費用(引ソリ)代を除く)が障害(見)者の運転免許の更新手續を特許したるものに限る。) ⑥他政策の活用等により確実にまがなわれる現状であることを認定せしめることと、

または運転上身体障害者用に改進してあることを認定せしめることと、

月の5にいたる「社会通念上允當としないもの」としてその保有を認めて差し支えないとしてい。

また、上記①ないし⑤の要件のいずれかに該當しない場合であつても、「その保有を認めることとが必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の審査につき厚生労働大臣に情状説明すること」として保有が認められる。

ア 要件① ア) 前記第2、1記載の事情からすれば、請求人は身体障害がある者であつて、障害及び社会的隔離により精神的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態(障害者基本法第2条1号参照)にあるといえ、同障害通知の「障害者」に該当することは明らかである。

また、請求人の前記第2、1の病状からすれば、通院による治療は必須であり、現在、_____と_____には通院し、治療を受けている。具体的には、_____には、_____月1回程度通院しており、_____には、_____月1回通院している。

請求人は、上記合計で年間4~4回ほど通院し、脚腫としても上記のように一定の期間ごとに造訪しており、その際にには自動車を使用していることから、専門者が通院等のために「定期的に」自動車が利用されることが明らかである。

しかし、保有要件①はそもそも自動車保有のための要件であつて、通常のための要件ではない。保有要件を満たし被保険者がその自動車年を利用するに利用すべきが本要件とは全く別の問題である。そして、通常のための要件ではあることと被保険者が自動車の保有が確認され、自動車を保有することと被保険者が自動車を保有することとが同一の事実であることを前提として自動車の保有が確認されることなく、はふつて補足性の原則（日常生活上の目的のために利用することは當該自動車を運営等以外の日常生活（同法1条）及びその保有する資産の活用（同法4条1項）からして被保険者の自立財産（以下「被保険者」といふ）の様なからむしら當然に認められるべきである。（大阪地判平成25年4月19日判決（以下、「被方判決」という。）第5篇3項〔1〕）を参照）。

したがつて、請求人が風い物などの日常生活に自動車を使用したとしても、保有要件該当性の判断に影響を与えるものではない。

よつて、自動車を販売等以外の日常生活上の目的のために利用することにより保有要件を満たさざるわけではないことは明らかであり、

件②
文書第2の1、2記載の請求人の障害や近隣の状況からすれば、自動車による移動以外の公共交通機関の移動は著しく困難であり、「自動車による移動以外に面倒等を行うこととはきめめて困難であつて、自動車により通院等のことは断然不可能である」としてお叱りを受けることには断然である。

タクシードライバーが可能であることをつけて、請求人へおいては、請求人へ公共交通機関の活用が可能であることをタクシードライバーが可能であることを踏まえ、公共交通機関を踏まえた結果、公共交通機関の精算へ変更するに至る結果であると判断いたしまして、本件を満たさないと判断しております。したがって、本件を満たさない旨を付記する。

1. 公共交通機関の活用は不可能でないこと
電車やバスの公共交通機関の活用が不可能であることは前述した
とおりである。

(1) タクシーは公共公機関に含まれないにせ
上記枚方駅や改定された通知の文言からすれば、タクシーは公共
交通機関に含まれない上、前記のとおり、本件の通院の頻度や通院先
までの距離等に照らすと、通院搬送費を支給してタクシーを利用させ
ることが經濟的合理的であるということもできないのであるから、
タクシー利用の可否は本件における保有要件②を満たさないことの根
拠となり得るものである。

Ⅲ 選院の選択が可能であるとしても要件が当性に問題ないことを
1) 選院の選択が著しく困難であるといふことの処分の主張も、理
由がない。

Ⅳ 「本件課長通知に定めらる「通院」」は、患者が現に行っている通
院と解するのが、向通知の文理に沿うものであり、「他の病
院への転院等の可否をも考慮しなければならないとの要件をも規
定期下するべきではない」というべきであり、(同略判
決第3の添2項(1)工(ア)(b))、他の病院への転院等の可否
はそもそも考慮すべきではない。

Ⅴ) そして、「医療行為は、人の生命体に関わる重要なものである
から、本来、患者はどの病院をおいて、どのよきな治療、リハビリ
等の医療行為を受けるがに付けて自ら選択し決定する権利を有す
る」というべきであり、また、その実態に当たつては医師と患者の相
信關係が極めて重要であることをも多言を要しない」というべきであ
る。」もとより被保護者が、自動車保有を目的として、係更遠方の
病院に通院するといった上うな場合にまで、その選択権が保護され
るべきとは解されないものの、少なくとも、その者が通院を希望す
る病院が向入の住居から最寄りの病院ではなかったとしても、それ
が合理的といえる距離の範囲内に存在しがれ、当該病院への通院
の希望が合理的な要由に基づくものであれば、当然希望は保護を実
施する上で尊重されなければならないと解すべきである。(株)判
決前回)

VI)これを本件についてみると、請求人は、生母保養を受給する以前
から、■による治療を受けており、自動車保育を目的として、
係更遠方の病院に通院しているわけではないことは明らかである。
また、■が生産する■は、請求への自宅から最寄で
約5、6キロの距離であり、合理的といえる距離の範囲内に存在し
ている。

さるに、請求人の担当医である■は、専門医であ
り、1回目の手術以外はすべて同医師による手術を受けており、
長年にわたる信頼関係がある。

また、■は手術が上手であると市内でも評判の医師であり、
診察してもらうにもいつも順番待ちの状態である。

請求人は、■に是非無効して諒了もらいたい旨、伝えて
おり、■も了解している。

しかし、請求人が■が近隣にあることのときに■の通院について一度感
じてもらつたものの原因不明であると説明されたり、
そこで、■を信頼することできぬ。そのため、まだ、
より請求入としてでは、そもそも、請求人の自己から■を信頼するまでは約830円の通院料があ
り、■に転院したからといって、徒步あるいは公共交通機
関による通院が不可能であることに違いはない。

このことから、請求人の希望は専医されるべきである。
以上のことをから、処分の主張は、請求人の自動車の保有を拒
絶する理由とはならない。

したがって、当該者の障害者の状況により利用し得る公共交通機関
が全くないか又は公共交通機関を利用することができなくて困難である、自
動車による以外に通院等を行うことが許わめて困難であつて、自
動車により通院等を行うことが算にやむを得ない状況であらざが
明らかに認められるごとくいう要件②を満たすこととは明らかである。

要件③④⑤
要件③においての該当性は処分局も認めている。
工 保有が社会的に適当と認められており、
請求入は、身体障害者等級2級の障害を抱え、短時間の歩行も極めて
困難であり、自動車を保有することで、最低限の生活を維持し、自立し
た生活を送るためにには不可欠であることをから、その保有は社会的に適當
と認められるものである。

(3) 以上のとおりであるから、請求人の自動車保有は、課長通知第3の12の
1の障害者の通院用としての保有要件を満たしている。
3 まとめ
以上のとおり、請求人の自動車保有は、課長通知第3の12の
1の要件に該当するのであるが、当然に認められるべきものである。

(第6) 自動車の運転指導やその他の乗車指導をして生活保
育を行つてある。そこで、上記第5のように、処分が請求人に對して、自動車
の停止処分を行つてある。

そもそも、上記第5のように、本件では、厚生労働省の通知・通達等の通
知に照合せても、請求人が自動車を保有することは認められべきケースで
ある。そもそも、本件の本件指掌指示は義務なものであり、請求人が
これに従う必要はないのであって、このような違法な指掌指示違反を理由に
なされた本件保育停止処分が違法であることを明白である。
しかし、この点を除くとしても、本件指導指示の違法性は明らかである。

そのことを明らかにするため、まずは、生活保護の決定実施に関する規範を明らかにする。

2 生活保護の決定実施に関する規定（平成21年3月31日付厚生省社会・

厚生労働省保険局長「生活保護審査基準について」）

この点、同「生活保護問答事例について」は、保険実施機関が遵守すべき規範を次のように明らかにしている。

「1) 常に生活保護法の理念に立ち返って考えてることと

2) 被保護者に対することは、常に公平、公正であり、決定実施には統一性がある」という原点に立ち返って考えてあること。

3) 被保護者に対することは、常に公平、公正であり、決定実施には統一性がある。

生活保護法は、すべての臣民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平・公正な取扱いに努める必要がある。そのため生活保護担当職員は、送付、見舞の差額要領等を熟知し、これを調査するとともに、被保護者の差別を差別的立場で把握した上で、保護を決定実施するという基本的な態度を定めてはならない。

4) 要保護者の立場や心情を理解し、その自述相談相手であることを確実に把握する。また、被保護者は、さまざまな生活課題に直面し、心身共に振舞していらっしゃることが少なくない。また、要保護者には相談のつてくれる人がいないなど、社会的なつながりが希薄で、不安感、辟易感を持つ生活している場合も多い。したがって、ケースワーカーは、そうした要保護者の立場や心情をよく理解し、難切、丁寧に対応し、機能的にその良き相談相手となるよう心がけなければならない。

5) 要保護者の個別的、具体的な事情に着目し、決定実施は具体的な妥当性を押さむのとすること。

要保護者に対する保護の決定実施に当たっては、要保護者それとのもつ條々な事情を十分に把握するとともに、それらの点に着目した実施の説明を行なうなど、子の個別性、具体性に則った妥当な取扱いをしなければならない。前述した行政の統一性を確保することと、この具体的な妥当性を求めるることは、何ら矛盾するものではなく、この順序を図ることとは保護の実施機関の大変な任務の一つである。

6) 被保護者に対しては常に説明と同意に努めることと、保護の実施機関は、被保護者に対し、本制度の趣旨及び被保護者の権利、義務の内容について十分説明し、正しい理解を得るために保護の決定実施の内容や援助方針については、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解と同意を得るよう努めなくてはならない。生活保護制度は最低生活の保障とともに自立を助長することをも目的とした制度であるが、自立はあくまでも被保護者自身の力によつて図られるものであることを忘れてはならない。

6 本法の正しい理解と協力を得るために、官僚に努めること

生活保護制度の適切な運用は、保護の実施機関、関係機関、地政官民の相互の理解と地政官民に対する理解である。そのため、保護の実施機関は保護の権利、被保護者の権利、義務の内容等について十分説明し、協力を得られるよう努めめる必要がある。このようないふる日頃の取組があつてこそ、保護の実施機関の行なつた決定実施の一つかつが実際に具体的な妥当性をもつて生きるものであり、本法実施に対する国民の信頼を高めることによって生きることになるのである。

7 常に保護の実施機関としての組織的な判断に基づき、業務を遂行することと保護の決定実施に当たり、問題や疑惑が生じた場合は、ケースワーカーが一の判断で処理することがあってはならない。ケースワーカーは、その中から一つの導き案との結論により、十分納得のいくまで検討し、その中から一つの結論が導かれてはならない。そして、一度保護の実施機関の判断として決定したものについては、ケースワーカーはそれに従い業務を遂行しないではならない。ケースワーカーは、あくまで保護の実施機関の員であることを自覚して業務の遂行に当たらないものである。

8 常に保護の実施機関としての組織的な判断に基づき、業務を遂行することと保護の決定実施に当たり、問題や疑惑が生じた場合は、ケースワーカーが一の判断で処理することがあってはならない。ケースワーカーは、その中から一つの導き案との結論により、十分納得のいくまで検討し、その中から一つの結論が導かれてはならない。そして、一度保護の実施機関の判断として決定して決定したものについては、ケースワーカーは、それであれも保護の実施機関の員であることを自覚して業務の遂行に当たらないものである。」

本件においては、児童扶養料が、上記のような実施機関の遵守すべき規範を遵守していない。ことに上記「4. 要保護者の個別的、具体的な事情による決定実施は、具体的な妥当性を持つものとすることと、要保護者に対する指揮指示に対する尊重の決定実施に当たる者は、要保護者それをめらつ様々な事情を十分に考慮するなどもだ、それらの点に着目した実施要領の引用を行うなど、その個別性、具体性に即応した妥当な取扱いをしなければならない」という規定が該当されてしまいか、後で詳しく見るように、極めて要簡であるといふ規定を守らない。

9 保護受給中の指導や子の養育の権利の行使における規制の適用ルールについて検討する。この点についても、専門会議は、児童扶養料の算定通知(回答)などにより、評議會を置いている。

(1) 「児童扶養料第11条の2 保護受給中ににおける指導指示」
〔1〕 保護受給中の著にあつては必ず行なはねばならない場合は、〔2〕 保護受給中の著にあつては必ず行なはねばならない場合は、〔3〕 保護受給中の指導や子の養育の権利の行使における規制の適用ルールによる指揮等の活用を怠り、又は危険に陥り、

〔1〕 「間」被保護者が書面による法律第27条の規定による指導指示に従わぬ場合の取扱いの基準を示されしよと答へる。被保護者が書面による指導指示に従わぬ場合には、必要と認められるときは、法律第27条の規定により、所定の手続を経た上、保護の委嘱停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況により在学居思が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについては、次の基準によること。
〔2〕 「間」被保護者が書面による法律第27条の規定による指導指示に従わぬ場合の取扱いの基準を示されしよと答へる。被保護者が書面による指導指示に従わぬ場合には、必要と認められるときは、これららの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについては、次の基準によること。
〔3〕 当該指導指示の内容が比較的簡単な場合は、その実情に応じて適當

と認められる程度で保護の変更を行うこと。2-1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該保護者が指導指示に従つたとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなつたときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後ににおいても引き続き指導指示に従わなければ、保護を停止する場合には、さもなくばに書面による指導指示を行うこととし、これによつてもなむかられる場合は、法第6-2条の規定により所定の手続きを経た上、保護を停止すること。3、2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を停止すること。(1)最近1年以内ににおいて当該指導指示違反の歴史に、文書に記載する指導指示に対する違反、立ち入り調査拒否若しくは後命令違反があつたとき。(2)法第7-6条により費用収取の対象となるべき事業について以降改められたよう指導指示したにもかかわらず、これに從わざる者が差し止めの停止を行ふことによつては当該指導指示に従わせることが著しく困難であるところ認められるとき。

(3)上記のうち、課長回答第1-1の1の3(3)は、極量かつ限定期的に適用されなければならないこと。

上記回答は、被保護者が法2-7条の規定による指導指示に違反した場合に、実施機関が法6-2条3項に基づいて制裁的に保護の変更、停止または廃止をすべき場合に備えべき基礎をためたものである。実施機関が、法6-2条3項に基づく相手権限を運動し、保護の変更、停止または廃止という不利益処分を科す際には、法の一般的原則である比例原則が当然に適用される。

したがち、指導指示違反の程度や悪質性と、科される不利益処分とは均衡して、保護の変更を次々に施して、停止、廃止、停止等の重大な不利益処分を科することは許されない。

上記回答が、指示内容の旨意、違反措置等の悪質性等に応じて不利益処分の程度を加重していく内容となつているのち、まさしく比例原則を適用したものに他ならないのである。

そして、上記回答第1-1の1の3は、「3-2の規定にかかわらず、次にいづれかに該当する場合は、保護を停止する」ととしている。ここで留意しなければならないのは、回答第1-1の1の3は、同2を前提としたものであり、指導指示の内容が比較的軽微な場合には、もくまでも向1によつて「実情に応じて強められる限度で保護の変更を行う」べきとされてゐる点である。

また、回答第1-1の3に基づいて保護停職等処分をなすにあたつても、比例原則が当然に適用されなければならず、これを形而下に適用する段階では始まり保護の停止処分が他の最低生活を維持するため不利益処分であることをに體あればばらず、あえて至大な不利益処分を科しても是正しなければならない重大会違法状態があることをが必要であることはもちろんである。たゞ、重大会違法状態があつたとしても、保護停職等処分に危険身体に危険が及ぶことにあって、いきなり停職等処分をすることは原則として許されないのである。

したがつて、法の趣旨に照らして重要な指導指示であること、かつ、指導指示違反の態様でも悪質であることを、保護停職等に至つても直ちに撤廃する者の生命身体に危険が及ばないことが明らかであるといふ場合にはじめて、

課長回答第1-1の1の3の要件を満たし、いきなりの保護停止処分が許可されることがある。具体的には、例えば、保護受給中に明らかに取入があるとき、収入申告をするように指導指示を綴り直してきただともかく、被保護者が正当な理由をもつてそれを拒否したというケースのように、改善に不正を受給したこと、改善が重要で、指導指示違反が該当すれば直ちに生命保護を年を経ず、直ちに保育停止処分を行ふことの許容され得るから、保護停止処分の多発が該買あることが想定されなければならない。

身体の危険が生じないことは時からといえるから、上記課長回答第1-1の1の3の要件は、子のようなが該買であり、さらには、保護停止処分についての裁判例や裁判法例の多くは、自動車の処分指導や子の後の停職停止処分の可否についての裁判例、裁判例判例(6-7日号7-2ペ

判決の要旨、「指示違反を理由に被保護者に不利な処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にちと十分配慮する必要があり、特に保護の廃止処分は、被保護者の最も直接の生活の保護を奪う最大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するかどうかの判断をその後の停職停止処分の可否につけての裁判例や裁判法例の多くは、上に述べたような比例原則に基づき、行政ルールを厳格に適用している。

(1) 埼玉市法院地裁判決(平成10年5月26日・判例判報16-7日号7-2ペー
判決の要旨 前記のとおり
事案の概要 前記のとおり
判決の要旨 「指示違反を理由に被保護者に不利な処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にちと十分配慮する必要があり、特に保護の廃止処分は、被保護者の最も直接の生活の保護を奪う最大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するかどうかの判断をその後の停職停止処分の可否につけての裁判例や裁判法例の多くは、上に述べたような比例原則に基づき、行政ルールを厳格に適用している。

(2) 埼玉市法院地裁判決(平成21年5月29日・確定)

事案の概要 前記のとおり

判決の要旨 「法2-7条第1項は、保護の目的達成に必要な指導又は指示は、被保護者の事由を考慮して必要な最小限度に止まなければならぬことを適用するに当たっても、指導又は指示の内容、違反の程度、保護の実施強度が法2-2条の規定に応じて、必要最小限の内容としなければならないものとのと解される。そして、この点に觸れる場合は、指揮第7は、文理上は、保護の要旨により、これにより止めることが適当を停止すること

と定めているのであるが、指示（違反）が比較的軽微とは言えない場合であつても、保護の停止は、被保護者の実情によつては、直ちにその生活を困窮せざる場合も少くないときを考えられるのであるから、その適用に当たつては、強制的措置であるべきであり、同開きに定める停止と停止は停止によることと必ず保護の変更により、なむべきである。

「本件においては、前記のとおり実質的に自動車保有の要件を満たすものであつた点をおくとしても、原告の行為は、過失佑吉のない自動車を停車者や被保護者の通院のために用いる必要があるとした本件指示に従ふにすぎないものであり、運転や移動に要する費用やサービス料を新たに要求したわけではなく、何ら虚偽の申告をしたり、不正の手段を用いていたわけでもないわけである。」

指示の違反が比較的軽微でないとしても、原告ならば保護の停止に対する比較的軽微でなかつたと解すべきである。原告は予想される状況にあつたと考へられるから、その実情を十分考慮せずに本件処分を行ひ、そのため結果、原告は実際には著しい生活の困難状況に陥つたことから、原告は本件処分は、相当性を欠き、法62条第3項に反し、違法であつたといふべきである。」

(3) 平成15年9月10日秋田県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「前記のことより、請求人が3人の幼い子どもちを養育し、成年して自立することを目指して取り組もうとしている状況下において、裁判所した様には、制度の認める自動車通勤の可能性があること。自動車を一旦処分してしまうと、被労の機会が著しく狭まる可能性が高い性か、現状では新たな自動車の購入は不可能であること。気象条件の厳しさ冬期間をはじめ、3人の子どもちを養育しながらの生活と就労の安定を確保する必要があること。」

を考慮すると、申請時点において、直ちに、処分処分もかぎり自動車の充却処分を求めることは、「適切な助言指導」とは言えない。」

「以上のとおり、本件請求について、自動車の必要性について慎重に判断すべきものであり、生前に先期処分を求めるることは適当ではない。被労は人世等が現に生活に困窮しており、保護の必要性が高いことだけでは、裁判所においても認めていることを考慮すると、自動車の処分指揮を却下した本件処分は、申請如下的要件を示したことをどうぞえて保護申請を却下した本件処分は、自動車の局長通知に則つたといふことはできない。なお、本件について本件の認否を留保して、保護を開始することを優先し、状況状況を見ながら、就労指導をはじめ、医者の機会の確保、相談機関の紹介、職業訓練等自立に向けた様々な支援を行ひ、経済を見極めることを認めらる。」

(4) 平成16年12月27日秋田県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「本件の場合は、前述のとおり、処分したことでは、請求人、被労の実情を踏まえ、多特な自立・支援体制を整備した上で、保護を継続しながら、自立に向けた請求人の機会の確保あるケースあることが認められる。なお、本件は、事件処分を行つたための津

と定めているのであるが、指示（違反）が比較的軽微とは言えない場合であつても、保護の停止は、直ちにその生活を困窮せざる場合も少くないときを考えられるのであるから、その適用に当たつては、強制的措置であるべきであり、同開きに定める停止と停止は停止によることと必ず保護の変更により、なむべきである。

「本件においては、前記のとおり実質的に自動車保有の要件を満たすものであつた点をおくとしても、原告の行為は、過失佑吉のない自動車を停車者や被保護者の通院のために用いる必要があるとした本件指示に従ふにすぎないものであり、運転や移動に要する費用やサービス料を新たに要求したわけではなく、何ら虚偽の申告をしたり、不正の手段を用いていたわけでもないわけである。」

指示の違反が比較的軽微でないとしても、原告ならば保護の停止に対する比較的軽微でなかつたと解すべきである。原告は予想される状況にあつたと考へられるから、その実情を十分考慮せずに本件処分を行ひ、そのため結果、原告は実際には著しい生活の困難状況に陥つたことから、原告は本件処分は、相当性を欠き、法62条第3項に反し、違法であつたといふべきである。」

(3) 平成15年9月10日秋田県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「前記のことより、請求人が3人の幼い子どもちを養育し、成年して自立することを目指して取り組もうとしている状況下において、裁判所した様には、制度の認める自動車通勤の可能性があること。自動車を一旦処分してしまうと、被労の機会が著しく狭まる可能性高い性か、現状では新たな自動車の購入は不可能であること。気象条件の厳しさ冬期間をはじめ、3人の子どもちを養育しながらの生活と就労の安定を確保する必要があること。」

を考慮すると、申請時点において、直ちに、処分処分もかぎり自動車の充却処分を求めることは、「適切な助言指導」とは言えない。」

「以上のとおり、本件請求について、自動車の必要性について慎重に判断すべきものであり、生前に先期処分を求めるることは適当ではない。被労は人世等が現に生活に困窮しており、保護の必要性が高いことだけでは、裁判所においても認めていることを考慮すると、自動車の処分指揮を却下した本件処分は、申請如下的要件を示したことをどうぞえて保護申請を却下した本件処分は、自動車の局長通知に則つたといふことはできない。なお、本件について本件の認否を留保して、保護を開始することを優先し、状況状況を見ながら、就労指導をはじめ、医者の機会の確保、相談機関の紹介、職業訓練等自立に向けた様々な支援を行ひ、経済を見極めることを認めらる。」

(4) 平成16年12月27日秋田県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「本件の場合は、前述のとおり、処分したことでは、請求人、被労の実情を踏まえ、多特な自立・支援体制を整備した上で、保護を継続しながら、自立に向けた請求人の機会の確保あるケースあることが認められる。なお、本件は、事件処分を行つたための津

悔期間を差しゆう手えでないが、これは、保護の停止等の処分が予想される請求人にどうては、余りに強く、弁明の機会を十分保障しているとは言えない。また、請求人から申し出がなかったとしても、今一度、弁明の機会を設けるべきであるとの意見料される。」

(5) 平成23年2月8日福島県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「本件においては、前記のとおり実質的に自動車保有の要件を満たすものであつた点をおくとしても、原告の行為は、過失佑吉のない自動車を停車者や被保護者の通院のために用いる必要があるとした本件指示に従ふにすぎないものであり、運転や移動に要する費用やサービス料を新たに要求したわけではなく、何ら虚偽の申告をしたり、不正の手段を用いていたわけでもないわけである。」

指示の違反が比較的軽微でないとしても、原告ならば保護の停止に対する比較的軽微でなかつたと解すべきである。原告は予想される状況にあつたと考へられるから、その実情を十分考慮せずに本件処分を行ひ、そのため結果、原告は実際には著しい生活の困難状況に陥つたことから、原告は本件処分は、相当性を欠き、法62条第3項に反し、違法であつたといふべきである。」

(6) 平成23年2月8日福島県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「前記のことより、請求人が3人の幼い子どもちを養育し、成年して自立することを目指して取り組もうとしている状況下において、裁判所した様には、制度の認める自動車通勤の可能性があること。自動車を一旦処分してしまうと、被労の機会が著しく狭まる可能性高い性か、現状では新たな自動車の購入は不可能であること。気象条件の厳しさ冬期間をはじめ、3人の子どもちを養育しながらの生活と就労の安定を確保する必要があること。」

を考慮すると、申請時点において、直ちに、処分処分もかぎり自動車の充却処分を求めることは、「適切な助言指導」とは言えない。」

「以上のとおり、本件請求について、自動車の必要性について慎重に判断すべきものであり、生前に先期処分を求めるることは適当ではない。被労は人世等が現に生活に困窮しており、保護の必要性が高いことだけでは、裁判所においても認めていることを考慮すると、自動車の処分指揮を却下した本件処分は、申請如下的要件を示したことをどうぞえて保護申請を却下した本件処分は、自動車の局長通知に則つたといふことはできない。なお、本件について本件の認否を留保して、保護を開始することを優先し、状況状況を見ながら、就労指導をはじめ、医者の機会の確保、相談機関の紹介、職業訓練等自立に向けた様々な支援を行ひ、経済を見極めることを認めらる。」

(7) 平成23年2月8日福島県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「本件の場合は、前述のとおり、処分したことでは、請求人、被労の実情を踏まえ、多特な自立・支援体制を整備した上で、保護を継続しながら、自立に向けた請求人の機会の確保あるケースあることが認められる。なお、本件は、事件処分を行つたための津

悔期間を差しゆう手えでないが、これは、保護の停止等の処分が予想される請求人にどうては、余りに強く、弁明の機会を十分保障しているとは言えない。また、請求人から申し出がなかったとしても、今一度、弁明の機会を設けるべきであるとの意見料される。」

(8) 平成23年2月8日福島県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「前記のことより、請求人が3人の幼い子どもちを養育し、成年して自立することを目指して取り組もうとしている状況下において、裁判所した様には、制度の認める自動車通勤の可能性があること。自動車を一旦処分してしまうと、被労の機会が著しく狭まる可能性高い性か、現状では新たな自動車の購入は不可能であること。気象条件の厳しさ冬期間をはじめ、3人の子どもちを養育しながらの生活と就労の安定を確保する必要があること。」

を考慮すると、申請時点において、直ちに、処分処分もかぎり自動車の充却処分を求めることは、「適切な助言指導」とは言えない。」

「以上のとおり、本件請求について、自動車の必要性について慎重に判断すべきものであり、生前に先期処分を求めるることは適当ではない。被労は人世等が現に生活に困窮しており、保護の必要性が高いことだけでは、裁判所においても認めていることを考慮すると、自動車の処分指揮を却下した本件処分は、申請如下的要件を示したことをどうぞえて保護申請を却下した本件処分は、自動車の局長通知に則つたといふことはできない。なお、本件について本件の認否を留保して、保護を開始することを優先し、状況状況を見ながら、就労指導をはじめ、医者の機会の確保、相談機関の紹介、職業訓練等自立に向けた様々な支援を行ひ、経済を見極めることを認めらる。」

「前記のことより、請求人が3人の幼い子どもちを養育し、成年して自立することを目指して取り組もうとしている状況下において、裁判所した様には、制度の認める自動車通勤の可能性があること。自動車を一旦処分してしまうと、被労の機会が著しく狭まる可能性高い性か、現状では新たな自動車の購入は不可能であること。気象条件の厳しさ冬期間をはじめ、3人の子どもちを養育しながらの生活と就労の安定を確保する必要があること。」

を考慮すると、申請時点において、直ちに、処分処分もかぎり自動車の充却処分を求めることは、「適切な助言指導」とは言えない。」

「以上のとおり、本件請求について、自動車の必要性について慎重に判断すべきものであり、生前に先期処分を求めるとは適当ではない。被労は人世等が現に生活に困窮しており、保護の必要性が高いことだけでは、裁判所においても認めていることを考慮すると、自動車の処分指揮を却下した本件処分は、申請如下的要件を示したことをどうぞえて保護申請を却下した本件処分は、自動車の局長通知に則つたといふことはできない。なお、本件について本件の認否を留保して、保護を開始することを優先し、状況状況を見ながら、就労指導をはじめ、医者の機会の確保、相談機関の紹介、職業訓練等自立に向けた様々な支援を行ひ、経済を見極めることを認めらる。」

(9) 平成23年2月8日福島県知事裁決

事業の概要 前記のことより

「本件の場合は、前述のとおり、処分したことでは、請求人、被労の実情を踏まえ、多特な自立・支援体制を整備した上で、保護を継続しながら、自立に向けた請求人の機会の確保あるケースあることが認められる。なお、本件は、事件処分を行つたための津

補足性の原則（法4条）とは、保険に必要な費用が国民の税金によって賄われていてことから、保護を受給するための前提条件として、生活困窮者は可能な限りその他の手段を活用し利用してその生活の維持に努めることなどが求められ、それででもなおお最低限度の生活を維持できない場合に、初めてその不足部分について補足的に保険が行われるべきとするものである。本件において請求人が保有している自動車の処分額ではない。請求人は、自動車を保有することによって初めて最低限の生活を維持できるのである。

したがつて、本件指示は権限性原則とそもも無關係である。
権限性の原則を過度に重視すべきでないことを
仮に、本件指示が権限性の原則に基づくものであるとしても、帰属性の原則
は過度に重視するのには適当でない。むろん、指揮違反が重大な程度かは、
具体的な事実に據れば、権限性原則に拘泥する違反かといふ抽象的・理論的觀点から
しては、保護停止といふ、最も重大的な制裁に値する重大な違反など悪質な違反かと

用いたりするに至る。本件保険停止処分が下された平成26年6月23日当時(及びそれ以後)の請求人の生命保険以外の収入がない。請求人は、年金の支払期間が10年足りないため、国民年金を受給できない状況にある。このような状態で請求人が生きてはならないため、これを維持することは不可能であり、命死しかねない状況に陥ることは、誰が見ても明らかである。

したがって、本件保険停止処分は、請求人の生命身体に及ぼすものである。
カ、以上のとおり、本件保険停止処分は、比類眞難に反する過度に重い処分であ
り、相当性を欠くものである。処分行は、既に何らかの処分を行
うとしても、いきなり金額の保険停止処分をするのではなく、保険の一部件
止等のより程度の処分を行るべきなのである。

(2) 必要即時の原則（生活保護法第9条）は、「保護者は、保険者の年齢別、性別、健康状態等のこ
とで、必要即時の原則の実際の必要性の相違を考慮して、有効且つ直切に行なうものとす
る」と規定している。福祉事務所が、その受給者に対して指導指示を行う場合
には、その者の状態を個別に観察し、実際に即した適切な対応がなされなければ
はならない。

イ 請求人は、これまで向産もしくはその他の病気の症状によつて施行困難であり、自転車がなければ通院に行くことができないと訴えてきた。しかし、効果的には、請求人の運動状態や生活状態の悪化を行わず、請求人の症状等を把握してこなれども、加えて、自動車の運転が必要であるとの理由を説明せずに請求人に対して自動車運転を指導し続け、請求代理人からの質問にも回答しなかつた。

このように処分官は、請求人の生活実態を把握しておらず、質別的・具体的・事情に着目した検討を行っていない以上、自動車保有弱められた根拠を明確にせず、当該指揮・理由などについても請求人に対し適切な説明を行わぬよつて、処分官は本件停止処分を行つにあたり、尽くすべき検査を果たしておらず、必要即応の直前に権限に応じた適切な検査を行うという義務を果たしておらず、必要即応の直前に違反しております。この根拠からして下も、本件停止処分は違法である。

の機会が与えられたことにはならない。

イ、本件では、処分部は、前記第2の3に記載したとおり、請求人が、如何なる事実関係を前提とし、如何なる法的根拠をもつて不利益処分をしていられるのか、何誰も繰り返し質問しているのでに対して、処分部は、「それらに対して一切の回答及び説明を行わなかつた。これでは、單に形式的に「弁明の機会」を設けただけであり、弁明の機会は設けられていない」という旨がな

したがつて、請求人に対する弁明の機会を与えないままに行わたった本件保護処分決定は、法第62条第1項に反する。

(4) 理由付記が不十分であることに

本件停止処分は、請求人に対する不利益処分であるから、本件停止処分の理由を示さなければならぬ（行政手続法第14条1項本文）。

一般に行政処分の理由付記の制度の趣旨については、「行政手続法1.4条1項本文に行政処分の理由付記の制度の趣旨につきては、

項本文が不利益処分をする場合は名宛人に直接に義務を課すことはその理由を名宛人に承認されなければならぬ」としてゐるのは各府省による場合に同時に対象者の権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を防ぐものである。したがつて、行政手続法の規定によれば、当該処分の根拠を明確に示さなければならぬ（同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠を明確に示さなければならぬ）のである。

上記のうような同項本文の趣旨及び内容を総合考慮する限りに出たものと解される」とある。

上記の規定によれば、上記のうような同項本文の趣旨及び内容を総合考慮する限りに出たものと解される」とある。

また、本件停止処分は、請求人の生命を脅かすものであり、指示違反に対するものであり、指示違反に対しても、指示違反に違反し、比例原則に違反する。これらは、べき最初の処分として、あまりに重過ぎるものであり、個別事情に対する斟討を欠いている点で必要要因の原則にも反する。これらによつて、本件停止処分は、生活保護法第62条4項、行政手続法第14条1項に反する。

いいたる事実関係に基づかねばならぬ規則を適用して当該規定がされたのか、処分の相手方がその記載自体から了知しうること」(最高裁判所昭和49年4月25日民集2・8巻3号405頁)が必要とされてゐる。

本件に於ける生活保護給付の併用上処分が憲法25条で保障された国民の生存権に基づく権利を侵害する重大な処分であることをからずれば、明確な理由付認が求められてゐることは明らかであり、そのような記載がない場合には、「理由付配として不十分であつて、行政手続法14条1項に違反する」とは、『看護者指⽰の権限を有する者』に於ける「決定した理由」には、「看護者指⽰の権限を有する者」を記載されてゐるにとどまり、いかなる法律規範を適用して処分を行つたかにつきでは一切記載されていない。この理由からすれば、請求人のいわゆる行為その他の事実に基づいては、本件学年処分の保険決定通知書中の「決定した理由」には、一定信頼度処分の理由が推認できるとは不當により保護を停止しません」と記載されてゐるにとどまり、本件学年処分の理由は不明のまま実質的に基づいて、いかなる法律規範を適用して処分を行つたかについても、本件の指揮官は、本件学年処分を適用して、本件学年処分が行われたかを知ることは不可能である。

以上のとおり、処分官の行つた請求人に對する保鑿停止処分は、比類専則に反する事態となつてゐることは明らかである。よつて、本件停止処分は、行政手続法¹を棄てて現に反し、違法である。
以上のことより、処分官の行つた請求人に對する保鑿停止処分は、比類専則に反する事態となり、生徒保護の法定義務に関する規範に違反する形式的な判断によつて、本件停止処分は、行政手続法¹4条1項に反するものであるから、違法である。

（結論）

まことに、本件停止処分は、請求人の生命を脅かすものであり、指示違反に対するものであつて、また、本件停止処分は、生活保護法62条4項、行政手続法14条1項に反するべき最初の処分として、はるかに重過ぎるものであり、比例原則に違反し、請求人の生への個別事情に対する権利を欠いている点で必要圖体の原則にも反する。これらの點がからず本件停止処分は違法なものである。

きらばに、本件停止処分は、生活保護法62条4項、行政手続法14条1項に反する違法なものである。

よつて、本件停止処分は、ただちに取り消されるべきであり、きらばに請求人がからず本件停止処分が停止される緊急の必要がある。

したがつて、請求人は、申立の趣旨記載のとおりの裁決を求める。

第2、廻分庁の弁明

廻分庁の弁明は、本件請求の棄却を求め、その理由とするところは次のとおりである。

(審査請求監督事項に対する答否)

(II) 第1は、「処分が不十分なまま処分が行われた」という点で(中略)生活保護停止処分(以下、「本件停止処分」といいう。)をなした。については、延縫の申立のため争わない。「しかししながら、自動車保有が認められないとした処分が違法である。(中略)比照民則に違反するほか」については、当事務所が行つた自動車の処分の指導指示は、民法通則(第3・12)の考え方に基づき適正に行つたものであるため否認すと。」「生活保護法9条の必要即述の原則に反する」につけては、法解釈であるため争わない。「請求人に対する弁明の権利付与が行われず」についても、平成25年4月1・1日に福島市役所本庁舎2階地政課係第6面接室にて弁明の権利を供与していなかった場合は保護の権利付与が行われず。理由付記が不十分なまま処分が行われたといいう点で(中略)処分がなされた平成26年6月2・3日付生活保護停止処分は違法なものである。については、請求人に付被教回にわたり処分指導指示に従わない場合は保護の権利停止、処分の実行を行つ旨説明しており、同年6月2・7日に請求人を訪問し、保護法規定(停止)通知書を手交しました際にも法解釈27条に基づく指導

(2) 第2-3-1、2は、各種手帳の申立てあるが争わない。

(3) 第2-3-(1)、(3)、(4)、(8)、(12)、(14)は認める。

(4) 第2-3-(2)は、①「口頭で処分行為を指導されていた」及び②「しがくースフリカニは、自動車を処分しなければならない理由を説明することなく、ダメなものはダメ。」と言うだけであつた」の部分は、①については口頭のみでなく、文書における指事を行つてゐることと、②については説明しておらずとからいはずも否認する。

(5) 第2-3-(5)は、「しかし、当該先は、精神障害者社会保険局保険課医療専門会議室を発單立ちどが可能であり要件を満たさない」という部分は、当事務所の回答できない理由を法に基づき説明しておらずとから否認する。

(6) 第2-3-(6)は、「准用法によれば、厚生労働省社会保険局保険課医療専門会議室を発單立ちどが可能であり要件を満たさないため」という部分は、当事務所の回答できない理由を法に基づき説明しておらずとから否認する。

6) 第2-3-(5)は、①「廻分所は、請求人の意見書に対しては何らの応答もしなはずま」及び②「廻分所は、文書でも口頭でも回答するつもりはない」と答えた上で、の部分は、①については、平成25年7月17日に提出された意見書には請求人の主張のみ記載されており、当事務所の回答を求めるのではないこと、②についてはそのような泣き返答をした事実はないことからいずれも否認する。

7) 第2-3-(7)は、平成26年1月9日に提出された意見書内に回答を求める記載がないため否認する。

が可との意見を得ており、また、買いたい物等への自動車使用はそもそも問題にないが、保有を増設する対象となつていいことから否認されると、当該自動車は、平成8年式であり、排気量2,000CC以下」という部分は認められる。

のではないこと、⑦についてはそのような返答をした事実はないことからい
ずれとも否認する。

（7） 第2-3-（？）は、平成26年1月9日に提出された意見書内に回答を求
める記載がないため否認する。

卷之三

(1-1) 第2-3-(1-1)は、「質問に一切回答しなかった」及び「請求人の質問には何らの回答もせず、弁明の機会についての手続きの説明を行わなかつた」の部分は当事務所として回答、説明しているたゞ省略する。

(1-1) 第2-3-(1-3)は、「同年5月16日、検査官から請求人に対し、「

「向ひお召しもた精采、愛重等でござないどり回合、じあつた。」旨の連絡
がもつた、「おうち部分についてお詫び申す。」贈呈人は、その後、自身で書類
へ連絡し、「受診、検査の候間、内科外来の紹章の可否について尋ねたが、その際、
受付は、「受診、検査可否は、専門医がおつとめ下さい」とお答えくださいました。
この部分についてお詫び申す。

1.2) 第2-4は請求人の状況単立であるたゞ争ひない。ただし、第一病院及び~~████████~~への通院については、医療機関からの施取ならびに医療要否見習者等の提出書類により確認しよ。

ついで述べているものであるため参考にならう。ただし、「実施機関が、黒長通
知をことさらに行式的にあてはめて自動車処分を指導することが違法であ
る」という部分については医師意見や自動車の利用状況等をもとに課題を西知
に書き適正に検討・判断したものであるため否認する。

(4) 第5-1-1-(1)は法解釈について述べているところであるため争わない。
(5) 第5-1-1-(2)は、請求人が保有する自動車を運送と買い取に他用して、
ることは請求人からの申立等により確認しており、[]の認定を
受けていることは認め。しかし、[]により公共交換機関による通院

が可との意見を得ており、また、買いたい物等への自動車使用はそもそも問題にないが、保有を増設する対象となつていいことから否認されると、当該自動車は、平成8年式であり、排気量2,000CC以下」という部分は認められる。

卷之三

ため否認する。
第五—二—(1)は請求人の主張の根柢や法理などに制限について述べているため争わない。

第5—2—(2)「アーマー」は、請求人が課長通知の(1)と算定結果によつて

ところには詰め、車庫と定期的に通院していることと、車庫に自動車を使用している事案については請求人からの申立てにより確認してから保有料を請求する旨の申立てがなされ、車庫は保有料①を請求したことにつき、請求人が車庫へも自動車を使用してはることに

第5-2-（2）イは、請求人へ平成26年1月21日付にて通知しているところより、請求人の連絡手段である携帯電話番号を用いて基準を定めているため「要件①を満たすことは明らか」について是否認する。

（2）一ノ瀬ゆゑ。——(1) 第5—2—1
「医師の第一病院への通院希望を始めるような指導指示は行つては
公衆衛生課による通院が可むる意見書を提出する。
右、被求人の第一病院への通院希望を付する。」

第5-2-2-(2)では、より公衆交通機関による通院が
上の意見書を得てわかるところから否認する。
第5-2-(3)、第5-3-3に請求人以自動車を買いたい物等の保有登記料金
の目的に適用して、この上に該登記料金(第3-12)の定めある要件が

第6-1、2-3、4は請求人の主張の根拠や法の解釈、法制度ならびに実務事例について述べて居るものであるため争わない。
第6-5-1-1は、請求人に対する生活保護法第27条に基づく指導指

の可否について検討結果は容認せきない上判断した結果であり、また、

指導機関である国及び福島県の助言・指導に基づき実施したものである。特に福島県からは平成24年度福島県生活保護法施行事務監査において、「自動車の処分について、後第2-7条に基づく指導に従わない場合は、保護の専門士止を検討すること」との文書指揮を受けている。これらの中助言・指導をもとに実行した指導指揮に請求人が従わなかつたために今般の停止処分を決定したものであることから否認する。

(3.7) 第6-5-(2)は、請求人の情状等について主治医面接等で確認しており、自動車所有が認められない理由についても説明している。また、福島県の助言指導に基づき停止処分を決定したものであることをから否認する。

(2.8) 第6-5-(3)は、平成25年12月3日に福島市役所本庁舎2階地域福祉課第3係勤室にて法第2-7条に基づく面接による指導指示、同年4月21日に福島市役所本庁舎2階地域福祉課第6面接室にて井明の懇意会をいすれも請求人の代理人である井義士尙氏のもと併せており、請求人が自ら主張をする場は設けられていないことから否認する。

(2.9) 第6-5-(4)は、上記(2.8)に記載のことより、複数回にわたり処分指導指示に従わぬ場合は保護の変更、停止、隔離の処分を行う旨説明しており、平成26年6月27日に請求人宅訪問し、保護決定(停止)通知書を手交した際も法第2-7条に基づく指導指示違反により、生活保護を停止することを請求人にし説明しているため否認する。

(3.0) 第6-5-(5)は、請求人の病状等個別に把握、検討した上で国及び福島県の助言指導に基づき令紙の停止処分を決定したものであるため否認する。

(3.1) 第7は「懇意長通知等が送達」という趣旨は請求人の主張の根拠であるため争わないが、今後の決定は公共交通運送機関による通院可との主治医意見書や請求人の自動車使用状況(車の運転の目的外使用)等をもとに懇意長通知(第3-12)に基づき適正に判断・決定したものであるから否認する。

(本事件に対する意見)

本事件における争点は、請求人の保有ながらびに使用している自動車の容認を否と決定したことなどが適正であったかである。

今後の決定は、厚生労働省社会・厚生労働省の主張には正当性がないものである。づき行つたものであるから、請求人の主張には正当性がある。

このことから、本件処分には違法不當の点がなく、本件審査請求は理由がなないことから棄却すべきである。

第3 請求人の反論

1 自動車保有要件の充足

(1) 処分は、請求人にに対する保護停止処分は、厚生労働省社会・厚生労働省の主張する。知間第3の1-2の答えに基づき行ったものであると主張する。

(2) この点、処分が懇意長通知の定める保有要件につきどのようなる判断を行つたのかは弁明書から明らかであるとは言い難いが、①公共交通運送機関での通院で可能な

こと、②請求人が通院以外にも自動車を使用して済むことが保有要件を次く判断した理由であると推測される。
しかしながら、請求人の同開示通知における自動車保有を妨げることは審査請求者記載のとおりであつて、処分の判断は違法である。

①について
処分は、請求人の主治医の意見書をもつて請求人が公共交通運送機関の利用が可能である判断している。

しかし、審査請求書に記載したとおり、請求人は日々全身に強い痛みを感じておる状況であり、その他公共交通運送機関を利用する危険性等の事情及び生活困難が明らかであることは明らかである。

処分は、公共交通運送機関の利用を著しく困難であることは主治医の「意見書」からも判明する。請求人は、処分の弁明書が提出された上で主治医の「意見書」からも判明する。請求人の意見書は、請求人の個人情報開示請求求めたついで提出されたことではない。主治医の意見書は、請求人の他の機会にも意見書に基づき開示された生活保護に関する文書に存在せず、その他の機会にも意見書の存在や内容の説明をされたことがない。処分は、主治医の意見書が存在するのであれば、請求人を十分に説明する必要があり、行政庁が請求人に対する医療見解を示す上で処分を行なう必要がある。ただし、弁明が主に意見書の開示を行う必要がある。主治医の意見書を早急に開示されれば、必要期限の原則に反し、弁明の権限を侵害する重大な問題である。処分は、主治医の意見書を早急に開示された。

②について
請求人が通院等のために定期的に自動車を使用していることは処分も認められることである。理院以外で自動車を利用することができる限りは、自動車保有要件の判断は影響を及ぼさないことは審査請求書に記載したとおりである。

比照例規則違反
処分は、同懇意長通知の書に基づき請求人の自動車保有は各部で否ないと判断した結果、国及び福島県の指導指示に基づき実施したものであると主張する。しかし、国及び福島県の指示は、処分の違法な処分を勧告するものであつてはならないことは当然である。請求人が同懇意長通知の保有要件を満たすことは、審査請求及び前述のとおりであり、処分の懇意長に対する自動車保有の指導を止めなければならない。

また、本件停止処分を行なうにあたっては、国や福島県に對する懇意長通知の通達やあらかじめの連絡等を実施したことなども主張するのである。本件に付随する報告書を行なうにあたっては、国や福島県から問い合わせられる旨をもつて正當化する。また、同様に、処分が主張する平成24年度福島県生活保護法施行規則に沿った文書についても展示された。

観察は、請求人の病状等について主治医面接等で確認しており、保育が認められない理由を請求人に説明していることを主張する。ます、請求人は、処分が実施されたこと及び面接内容について一度も説明されたことがなく、個人情報開示請求に基づいて

開示された文書の中にも主治医面接の記載はない。請求人の防衛反論の機会を保障するという觀点から重要なため、主治医面接が実施されたのであれば、その日は、担当者、及び面接結果について具体的な内容を明らかにされたい。

次に請求人の病状及び生活環境については、審査請求書に詳しく記載したことおりであり、請求人が公共交通機関を利用することが極めて困難である。請求人は、自己の精神疾患から自動車保有が通院のために不可欠であることを要介所に持して幾度も説明を行つてきただが、処分官からは自動車処分の必要性の根拠及び理由についての説明がなされず、処分官からは自動車処分の指導指示が続いた。そのため、請求人が提出した意見書や判例をどのようによく考慮したのか、主治医に対する照会が実施の調査状況にて質問を行つたが、処分官は、「厚生労働省社会・接種局保護課見送り回函(第3の1-2)」の答文に基づき、接種した結果、障害者の自動車保有条件を満たしていない事項があつたため、書面にて回答したのである。

4. 申明の機会をうながすこと

処分官は、請求人の代理人同様のものと申明の権利を与えていたと主張する。この点、弁護士の機会とは、審査請求書記載のとおり、不利益処分をさせられる名義人の権利を確保するために主張立証する機会をいうとしている。しかし、それが争点となる場合は、代理人の立ち合ひを求めるべきではないもののが字面から読み取れなかつた。

しかし、そもそも請求人は、弁明の機会の場につき、複数の代理人の立ち合ひを要求した。それにもかわらず、処分官は、「何らの機会を示さずに代理人の立合ひの機会を保障する」と主張している。

また、請求人は、処分官に対して書面及び口頭で何度も繰り返しているが、処分官は一切回答及び説明をしていない。処分官は、「回答していい」と主張するが、これまで処分官がしてきただ「回答」は、実質的に何らの説明になつてないものであり、手続を保障の観点からして何ら意味をなさないものである。(資料1-6参照)

よって、本件停止処分は、弁明の機会を付与されないまま行われられたものであり、法62条4項に違反する。

5. 理由付記が不十分であること

処分官は、複数回に渡り処分指導指示に従わない場合には保護の変更、停止、処置の処分を行う旨説明しております。平成26年6月27日に請求人宅を訪問し、保護先(停止)通知を手交した際にも法27条に基づく指導指示違反により、生活保護を停止することを請求人に説明していると主張する。

この点、審査請求書記載のとおり、理由付記に質しては、行政庁の恣意抑制及び处分名義人の不服申立てに対する便宜の観点から、「特段の理由のないかぎり、いかなる事実開拓に基づきいがなる法規を適用して当該処分がされたのか、処分の相手方がその記載自体から了知しうること」(最高裁判所49年4月25日民集28巻)

3号40-5号真)が必要とされている。特に、本件停止処分が憲法25条で保護された国民の生存権に基づく権利を侵害する重大な処分であることからすると、理由付記とともに十分であるとして、行政手続法14条1項に違反する。

処分官は、「口頭で説明を行えば上記判断が求めている理由の記載が不要となるが、のような主張をしてはいるが、との処分官の主張は理由付記の趣旨及び上記判例に照らして生々的失當である。よって、本件停止処分は、理由の後示を要する行政手続法14条1項に反し違法である。

第4 処分官の再弁明
請求人の反論を受け、処分官は次のとおり弁明し、本件処分は棄却されるべきであると主張する。

(審査請求書事項に対する認否)
反論書に対する認否

- (1) 1-(1)は、請求人に対する保育停止処分は、生活保護法第27条に差すべき請求人の自動車の処分及び保育運転禁止の指導指示違反によるものであり、反論書記載の請求人の主張は事實上異なることから否認する。
- (2) 1-(2)は、「この点、処分官が同課長通知の定める保育有資条件につき(中略)判断不能の理由である」と推測される。については、「請求人の推測である」とから争わない、「しかししながら、「中略」処分官の判断は適法である」としては、弁明書記載のとおり、請求人の保育有資条件は無く、使用する自動車は無く、間(第3-1-2)の自動車保育有資条件をあたさないことをから否認する。
- (3) 個人情報開示請求にかかる部分について、審査請求書に規定する個人情報保護法の規定に基づき対応したものであるため、審査請求書に記載したおいて争う内容ではない。」
二(2)一アは、「この点、(中略)著しく困難であることは明らかである」にについては、状況の申立であるため争わぬ。「また、請求人は、「(中略)主治医の意見書を早急に開示させられたい」については、平成25年12月3日に福島市役所本庁舎2階地域福祉課第6面接室にて生活保護法第27条に基づく口頭による指導指示を実施した時、並成26年1月21日に請求人宅にて法27条に基づく文書による指導指示を実施した時、同年4月11日に福島市役所本庁舎2階地域福祉課第6面接室にて弁明の機会を供与した時、そのいずれにおいても公共交連機関による施設院との医師意見ともとに自動車の保育有資条件を開示されないと判断した旨を開示及び同席した代理人に説明してねるところから否認する。
- (4) 1-(2)イは、理員通知で定める自動車保育有資条件をあたさないと判断したのであり、このことは弁明書記載のとおりである。
- (5) 2は、請求人に對する法第2.7条に基づく指導指示は、『医員通知(第3-1-2)』の旨に基づく旨請求人の保育する自動車の保育の可否について検討し、保育有資条件がないと判断した結果であり、また、指導指示である國及地方鳥獣の防護、指導に基づき実施したものであることは弁明書記載のとおりである。なお、個人情報開示請求にかかる部分については、福島市個人情報保護条例の規定に基づき開示しないことを決定したものである。

(6) 3は、「処分院は、請求人の病状等について（中略）説明していると主張する。」については認める。「生ずる、請求人は、（中略）明らかにされたいたい」については、上記（3）のとおり根拠回にわかる趣分について、は、福島市個人情報保護条例の規定に基づき決定したものであるため、争う旨を認する。なお、「個人情報開示請求にかかる趣分について、は、福島市個人情報保護条例に基づき決定したものであるため、争う旨を認する。」については、「中略」）極めて困難である。」については、供用の由立であるため争わない。「請求人は、自己の病状等から（中略）必要取扱いの原則に反する趣法なものである」とついては、請求人に對し、公衆交通機関による通院が可という主治医意見や請求人の自動車使用状況（目的外使用）等をもとに趣見回問（第3-12）の答えに基づき、保有を容認できないことを説明しており、このことは、弁明の機会において主治医意見をもとに判断したことを説明したことは当行った経緯からも裏付けられる。また、請求人からの質問事項に対しては当事者所としての回答、説明をしていかることから否認する。

(7) 4は、「（1）処分院は、「弁明の機会とは、（中略）と主張する。」については説める。「（2）弁明の機会とは、（中略）法62条を基に違反する。」については認める。」については弁明書記載のとおり平成26年4月1日に福島市役所本庁2階地政部住税課6面接室にて弁明の機会を付与していること及び請求人からの質問に対しては当事務所としての回答、説明を行っていることから否認する。また、弁明の機会は請求人は出席しており、請求人自ら主張立証するることは可能であることをから、請求人の主張立証の機会を優越しているといふ主張は否認する。本来、弁明の機会は請求人に付与するものであり、その場に立ち会う代理人人は1名で十分であると考える。

(8) 5は、「（1）処分院は、「（中略）説明していると主張する。」については認める。「（2）この点、審査請求記載のとおり（中略）取扱手続法第14条1項に違反する。」については、弁明書記載のとおり、複数回にわたり処分院にて弁明の機会を付与していること及び請求人からの質問に対しては当事務所としての回答、説明を行っていることから否認する。また、弁明の機会は請求人は出席しており、請求人自ら主張立証するることは可能であることをから、請求人の主張立証の機会を優越していることから請求人の主張は否認する。

（本事件に対する意見）
本事件の争点は、請求人の保有ながらに使用している自動車の登記を否と決定したことが適正であったかである。
今後の決定は、厚生労働省社会・医療局保健医長選出回（第3-12）の答えに基づき行つたものであるとともに、請求人の主張には正當性がないものである。

このことから、本件処分には違法不当の点がなく、本件審査請求は理由がないことから棄却すべきである。

第5 験査人の再反論

処分院の再弁明を受け、請求人は次のとおり反論し、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

（第1）「はじめに」

処分院提出の平成27年2月6日付「再弁明書」は、請求人の主張と全くかみ合はない主張や具体的な根拠に基づく主張を述べておらず、全く弁明の体をなさない。

しかし、処分院が根拠とする主治医の意見書について開示を拒絶していいることなど、処分院は自動車保有要件を充足しながら既にどこにについては、請求人作成の反論書などで主張したとおりである。

それについて、処分院は自動車保有要件を充足していないと反論しているが、その根拠は「再生医療等社会・医療局保健医長選出回（第3-12）」の答え】に基づいたものと主張するのである。（前述の第2処分の弁明及び第4処分の再弁明）。

結果、処分院は、どのよくながめ抜擢料によつて、まだ、どのよくながめ抜擢料によつて検討したのか、具体的な根拠を明らかにしない。

2 処分院が既ど唯一の根拠として挙げているのが、上述の主治医である千葉医師の意見書である。（別紙の主張整理参考）

されば、請求人が請求したうな「公衆交通機関での通院が可能である」との根拠として挙げられたものと思われる。

ただしこの意見書は、請求人に対する具体的な根拠をどのようにな説明していかなければ、処分院は一見主張していない。

このことからすれば、【】は特医具体的な根拠を示すのに、処分院から公衆交通機関の通院は可能である旨回答したと過ぎないものと思われる。（もし）【】は具体的な根拠として（既に）既に反論するのであれば、何意見書を附するか、その具体的な根拠を明らかにされたい。

また、【】は、【】の意見書に沿うるがにつけ、公衆交通機関での通院が可能であるがにつけ、請求人に「いかなる医療的判断により、公衆交通機関での通院が可能となるか？」に請求人の痛みが面倒なことなどができるのか、この公衆交通機関であれば利便はあるなど、請求人の客觀的状況（病状、生活状況、公共交通機関の利用の利便など）を踏まえた具体的な根拠はなされていない。

3 結局、処分院は具体的な根拠のない同意見書のみを根拠として主張しているに過ぎない。

そのような処分の判断過程は処分が細査・検討を怠らせており、著しく妥当性を欠くものではあることは明らかである。

なお、処分に対する本件規分といふ不利益変更が正当な理由により適法であることを立証する厚生労働省社会・整備局総長通知（第3の12）。

4. また、処分が依頼する厚生労働省社会・整備局総長通知第3にしたがつて、それ以外にいつでも認められるべきである。それを裏付けるものとして、上記認定基準の1.2に「以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特異の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること」と示されている。

（1）次官通知第3は、「資産が現実に最低生活基準のために活用されており、かつ、処分するよりも保有していける方が最低生活基準及び自立の助長に実効性があるもの」について、自動車保有を認めて差し支えないものとが上がっているもの」について、請求人と処分の主張を具体的に見てみると。

これについて、請求人は、現実の生活実態を詳しく述べ上で、請求人が実際に歩行することができる困難であり、西院を日常生活場所に自動車が不可欠であることを詳細に主張している。

しかし、処分の弁明書等においては、「車の意見書」のみを根拠として、「公共交通機関による通院が可能」と述べるのみである。

（2）認定通知第3の1.2.0.1（障害者の通院のため自動車保有）について認定通知第3の1.2.0.1の1は、①障害者の通院のため公共交通機関による通院が利便であることをが明らかにと、②当該人の障害の状況により公共交通機関による移動が著しく困難等を行なうことが、自動車を利用していくため要件を満たさない等として、松方事件の確定判決（大阪地裁平成25年4月19日判決）における「自動車保有が認められる場合に、日常生活と自動車を利用させないことは権利の原則に反する」という論旨と矛盾する主張をしている。

これについても、請求人は、身体障害者との認定を受けていること、障害及び生活実態が定期的に自動車を利用していることを主張している。

これに対し、処分の弁明書等は、上記「車の意見書」を根拠とする主要をくり返すほか、専院外にても自動車を利用しているため要件を満たさない等として、松方事件の確定判決（大阪地裁平成25年4月19日判決）における「自動車保有が認められる場合に、日常生活と自動車を利用させないことは権利の原則に反する」という論旨と矛盾する主張をしていない。

このように、処分の主張は、単に「車の意見書」なるものを唯一の根拠として振りかざしているだけではなく、請求人の身体障害の実情等について、専門的な主張を伴うものでない。このごとと自体、処分が、請求人が自動車の保有要件を傍たしているか否かについて、全く具体的

な考慮をしていないことを目白するものであると言える。

ちなみに、前記双方事件判決は、双方権利事務所長による厚生労働省保健医療通知の解説適用の達成性を取り消り消した上、生活保護法の趣旨及び原則に従つて認定通知を容易に認識し得たのに、「何ら実質的な検討を行はず、専ら本件自動車がが認定されないとを理由に却て不當に自動車保有を制限する」などして、医療障害上の達成性をも認め、不當に自動車保有を制限する方権利事務所長の運用を厳しく批判した。さらに、保有要件を端たした場合の自動車の利用目的を過院等に限定する義務適用についても、「直接の専門ではなかったにもかかわらず、ひなおり書き下ろされ書き及ぼし」「生活保護を利⽤する身体障害者がその保有する自動車を過院等以外の日常生活上の目的に利用することは、被保養者の自立度及び子の保有する資産の活用用途は、まさに本件についてもあてはまるものと言わなければならぬ」。

6. したがって、本件規分については、自動車保有要件を算出したことは明らかである。しかし、これを無視して行なれた点という点で、最終存続することとは言わなければならない。

直ちに取り消されるべきである。

（第3 手続的問題）

1. 処分は、生活保護を停止するという判断をしたほとんど唯一の根拠といふべき車の意見書の附示を拒絶している。

それがかりが、■■■■■の意見書が存在することについても、処分は請求人をもてて、処分庭が■■■■■の意見書を存在にしかがつた。

これが個人情報開示請求を行つて際に明らかにされたのは、請求人へ平成26年1月21日付け25幅地第7-61号で通知していると主張するが（弁明書第2項〔2.1〕）。同通知には、■■■■■に、■■■■■として提出された旨の記載はない。

2. 車の意見書という書面として提出された旨の記載はない。

このように、処分がその重大な判断資料である意見書の開示もせず、請求人が弁明するための基礎資料を有していないのであるから十分な弁明ができないことは自明であり、実質的に弁明の機會を失ったことは言い難い。

したがって、このことからも処分の終焉は生活保護法6.2条4項に違反する。

また、処分がその重大な判断資料であつた車の意見書を開示せずに、生活保護を停止処分に対する理由付記をしたとしても、請求人は生活保護停止の前提となる法律等を糾弾するが、指導指示が妥当であるかを判断できまい。

すなはち、行政手続法14条上項施行規則には理由付記を求めており、①処分の判断が公正妥当を担保してある旨を記載する機能と②理由を明らかにするなどによって不服申立てに便宜を与える機能を有するとされてい

る。

処分が■■■■■の意見書を開示せず、その内容を明らかにしていない以上、請求人にどうつては処分がいかなる事実關係を根拠としていたかは根拠に基づき処分をしたのか不明である。

したがつて、本件処分の理由付記は上記①②の機能を果しておらず、処分がなしだ理由付記についてでは、不十分であることは明らかであり、実質的

に理由付記をしたごとにではなく、行政手続法14条1項に違反する。

4. さもなくば、比類原則違反や必要即止めの原則違反についての請求人の主張に対して、処分は、函館市長の助言指導に基づき実施した等とする形式的な抗辯しかしておらず、本件について、国や鹿児島県の助言指導から、いかなる具体的な助言指導があつたのかにしていない。

5. したがって、本件処分には手続的瑕疵が存することは明らかであり、直ちに取り消されるべきである。

(第4 結語)
以上のように、処分の本件処分には、実体的瑕疵及び手続的瑕疵があることは明らかであり違法である。
したがつて、処分が主治医の意見書に対する意見書の受給停止処分は取り消されるべきである。
参考紙しても、本件の生活保護の受給停止処分は取り消されるべきである。

第6 処分の再弁明
請求人の再抗辯を受け、処分は次のとおり弁明し、本件処分は棄却されるべきであると主張する。

(1) 第1の第一段落は請求人の主権によるとところであるため棄却請求において争う内容ではない。

(2) 第1の第二段落については否認する。「再弁明書」2-1-(3)でも弁明したとおり、個人情報開示請求にかかる部分については、福島市個人情報保護条例の規定に基づき対処したものであるため、「開示を拒絶していることなど、重大な違法行為をくり返している」との主張は容認する。

(3) 第2-1の第一段落については、請求人が「反論書」第1で主張しており、「再弁明書」にて弁明したこととするである。そもそもも今後の決定は、厚生効率化社会・振興局保護課長通知間(第3の1-2)の答方に基づき、自動車保有要件を充足していないことにより行つたものである。

(4) 第2-1の第三段落以降、第2-1-4に至るまでは上述同様、「反論書」第3にて主張され、それぞれ弁明しております。第2-1-4「その保育を離めることが實に必要であるとする特段の事情」はないことから改めて否認する。

(5) 第2-1-5については、「反論書」第1にて主張がなされて弁明しており、第2-1-5-(1)「自動車が不可欠である」は理由として不十分であることを認める。

(6) 第3-1-1については、「反論書」第3にて主張がなされて弁明している。

(7) 第3-1-2については、「反論書」第4にて主張がなされて弁明している。

(8) 第3-1-3については、「反論書」第5にて主張がなされて弁明している。

(9) 第3-1-4については、「反論書」第2にて主張がなされて弁明している。

(10) 第3-1-5については、上記内容を踏まえると審査請求人が「反論書」にて主張した内容に対しては弁明しておらず、改めて否認する。

(11) 第3-1-6については、上記内容を踏まえると審査請求人が「反論書」にて主張した内容に対しては弁明しておらず、改めて否認する。

(19) 第4の第二段落については、請求人の意見書の如何が生活保護の受給停止処分に対するものと看做するべきである。

(本事件における争点は、請求人の保有ならびに使用している自動車の登記を否定したこととが適正か否かである。今後の決定は、厚生効率化社会・振興局保護課長通知(第3の1-2)の答方に基づき行つたものであり、損害賠償の処分に違反しないことを正当事由がないことを立証する。

正当事由には違法不當の点がなく、本件審査請求は理由がないことをから棄却されるべきものである。

第7 認定事実及び判断

1. 認定事実
請求人から提出された審査請求書、反論書、再度論書並びに再々弁明書及び本件処分に関する書類を以て、処分から提起された請求を認めた。

(1) 前者は、平成11年6月3日から生活保護を受給している。保護申請時から~~被保険者~~の持病があり、歩行が困難であることをから、自動車を保有したまま生活保護を申請している。

(2) 請求人は、保護開始時から自動車を処分するよう処分元から指導されながら、その新規自動車の保有を認めらるよう、処分元に訴えてきた。これに対し、処分元は、請求人に對し、自動車の処分指導を行つてきただが、
請求人に對し、自動車の処分指導を行つてきただ。

(3) 当該自動車は、平成8年式であり、排気量は2,090cc以下である。

(4) 請求人は、当該自動車を買取上回用に使用している。

(5) 請求人は、請求人の認定を受け、~~被保険者~~を所持している。
(6) 平成2、5年3月22日、処分元から請求人に對し、「自動車を処分するよう」との文書に上記指示がもつた。

(7) 同年4月1-8日、請求人は処分元を受けたことを不承として処分元に対し、当該指示の理由の説明を求めると質問状を送付した。

(8) 処分元は、上記(7)の質問状に対し、同年5月22日、請求人は厚生効率化社会・振興局保護課長通知回答に上記の保有要件を踏ましていない旨請求人に対する回答をした。

(9) 請求人は、同年7月17日、処分元に対する上記(8)の回答は、厚生効率化社会・振興局保護課長通知回答の要件該当性の判断を誤り違法である旨記載した意見書を送付した。

(10) 処分元は、上記(9)の意見書に対する文書がないとして回収せんは送付しない旨。

(11) 平成2-5年1月27日、処分元が請求人に対する自動車を処分することを求めるため、法第2-7条に基づく口頭指導を実施した。

(12) 請求人は、平成2-6年1月9日、「上記(11)の口頭指導の施回を求める意見書を提出した。

(13) 処分元は、上記(12)の意見書に対する回答を求める文書がないとして回答書は送付していない。

(14) 請求人は、同年2月7日、処分元に對し、請求人の生活保護に係る文書一式の情

報開示を求め、同年2月24日に処分庁に対して、意見書兼質問書を提出し、当該指示の撤回を改めて求めるとともに、板方判決（平成22年（行）第35号生活保険申請手続規制等事件・平成22年（ワ）第3293号損害賠償請求事件・大阪地裁平成25年4月19日判決）等を考慮したのが否か、
よううに照会したのが等について回答を求めた。

(15) 処分庁は、上記(14)の意見書兼質問書に対し、平成26年3月7日付により、請求人の自動車保有者属性の判断について、「車生保備考社学、
機運局保護長通知函（第3の12）の答文に基づき検討した結果、要
件を満たしていない事項があつたため、容認できな
い旨記載した旨記載した回答書を請求人に送付した。
(16) 請求人は、上記(15)の回答書の内容は、「課長通知に基づき検討した結果、要
件を満たしていない」。すなはち、實面に対する回答になつてないな
かつたとし、請求代理人弁護士らは、同年3月27日に処分庁に對し、請求人の
辨論取扱及び弁明の権会の前日変更を申し出るなども、上記回答書に附録
を送付した。

(17) 弁明の権会の期日は上記申込により、平成26年3月25日から同年4月11
日に延滞され、福島市役所内において弁明の機会が設けられた。
(18) 同年6月27日、処分庁の職員が請求人宅を訪問し、平成26年6月23日付け
保護決定通知書を手交し、保護停止処分（平成26年7月1日から保護停止）を行
つた。

(19) 本件処分においては、請求人から審査請求書において執行停止を認めらる旨の申立
であります。処分庁の意見書を読み取らうと見て、平成26年9月24日付けで当権庁
が執行停止を決定しており、請求人及び処分庁に對し文書の旨通知している。

2 判断

(1) 自動車の処分を求めた指導指示について
請求人は、自動車の保有が認められないとした処分庁の判断及び自動車の処分を求
めた指導指示は違法であると主張している。その理由として、処分庁がその判断の前
提とした自動車保有の要件等を定めた課長通知等は、憲法、障害者等の権利に関する
規則及び生活保護法の理屈に照らし、違法である。仮に、課長通知等を前提とするど
しても、本件では自動車保有の要件を満たしていないので、自動車保有が認められないと
した処分庁の判断は違法である、としている。

以下、この点について検討する。
ア 生活保護制度は、憲法の理念に基づき、国民の責任において全ての国民に対し健
康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であるから、制度の管理運営、法令の解
釈等について、当然に国が所管することである。法第1条は、「その困難の程
度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」として、その具体的
な基準及び程度については厚生労働大臣が定めるものとしている。（法第8条）
また、本件審査請求に關する県の事務は、地方自治法に定める法定受託事務とし
てその受任の範囲内において、國が定める基準等に基づき行うものであるから、課
長通知等自体が違法なものである。

イ 課長通知第3の12の1の障害者の通院用としての保有要件を充たしていること
との主張について、以下のとおり検討する。

報開示を求め、同年2月24日に処分庁に対して、意見書兼質問書を提出し、当該
指示の撤回を改めて求めるとともに、板方判決（平成22年（行）第35号生活保
険申請手続規制等事件・平成22年（ワ）第3293号損害賠償請求事件・大
阪地裁平成25年4月19日判決）等を考慮したのが否か、
よううに照会したのが等について回答を求めた。

「障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有」に関する
厚生労働省の見解について、課長通知第3の12の1に於いて、次の1～4に準
じ、かつ、その保有が社会的に適当と認められるどきは、保有が認められるるとして
いる。

1. 障害（見）者が通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らか
な場合であること。

2. 交通機関を利用する公共交通の状況にかぎり利用が全くないか又は公共交通
サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の往來の送迎サービス等の活用が
困難であり、また、タクシードライバーでの移送に比べて自動車での通院が、自動車により通院等を行
った居らしく社会通念上妥当であると判断される等、自動車により認められること
位、自動車の処分価値が小さく、通院等に必要な最小限の（排気量が3.0㍑
以下の車両）であるなど。

3. 自動車の操作に要する費用（ガソリン代を除く。）が他のからの援助（維持
費に充てることを特許したものに限り）、確実に賄われ可免通し
があること。

4. 当事者自身が運転する場合又は車両当当事者の通院等のために生計同一者
若しくは當時介護者が運転する場合であること。
上記のとより、自動車以外に通院等を行うことがきわめて困難であること
が認められることが必要であり、以下のとおり検討する。
(ア) 請求人は、自己の病状等から公共交通機関の使用が困難であると主張をして
いる。

(イ) これに対し、処分庁は、弁明及び申弁明書において、
から公共交通機関による通院が可との意見書を胥てゐる。
(ウ) 上記(イ)に舉げた処分庁の申明につれて検討すると、既報として掲出され
た主治医意見書（平成25年1月12日及び平成26年4月24日に受理し
た主治医意見書は公共交通機関による通院は可と記載されているもの）、付記
事項を見ると、「座席が少ない場合」「インステップバスなら可能」「タ
クシードライバー」と付記事項に記載されており、公共交通機関には附
註あると認め取れる記載となつてゐる。

しかし、処分庁は請求人が身体的にどのような移動手段での通院が可能な
か、併顧により移動手段が左右されるのがなど、具体的にどのような移動手段
で通院するかについての検討をしていないとされ、検証不十分なまま自動
車の保有要件を講ださぬとして処分をなしたことや、これによる指摘指
示違反を理由として、本件処分を行つたことは、不適切と言わざるを得ない。

ア 法第27条は、保護の目的達成に必要な指導又は指示は、被保護者の自由を尊重

また、指導指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の被保護者の生活の保護を享する重大な処分であり、被保護者の実情によつては、直ちにその生活を困窮させることなくするためにあらかじめ、処分が相当性の判断においては、処分に至る程度の内情等を総合的に考慮する必要がある。

(ウ)これを、本件処分についてみると、
処分は平成25年2月2日前後[REDACTED]及び平成26年3月20日付は[REDACTED]通知により、請求人に対して平成26年4月15日付明の機会を設けている。処分は法第62条第4項の規定に基づき、あらかじめ当該分割をしようとする理由・弁明をするべきを通知している。また、同通知からは、平成26年1月24日付[REDACTED]で行つた審議による法第2条に基づく自動車の処分指示(等の理由であると通知は終了取扱うことができる。

（長澤知の第111の答）において、当該指導指示の内容が比較的輕微な場合は、まことによることが適當でない場合は保険を停止することとしている。

（4）如何に本件審査についてみると、請求人が自動車保有事件を情たざすことから、自動車の処分指導を行ってきた。

正手撃について、本件処分の手続き上の違法性を主張しているので、以下の点について

卷之三

(ウ)これを、本件処分についてみると、処分は平成26年2月26日付

月1日に旁明の機会を擇けたる者。処分官は法第62條第4項の規定に基づき、あらかじめ当該処分を上づとする理由、弁明をすべき旨及び場所を通知している。また、同通知からは、平成25年1月22日付で行なった審議にて請求人が説明したことによれば、(事)に係る人があがつたことによる理由であると署名上は認めらることはできる。

また、請求人は、争明の機会において、事前に処分庭に質問した件について回答が得られていない。処分庭に代理人の立ち会い人を1人に権限が割り当てられたが、処分庭の質問事項に対しては、請求人の主張立証の機会を侵害されたと主張するが、処分庭の機会に対する回答や代理人の立ち会いを1人に制限すると判断した点について、「各当事者も代理人同様のもと最高権限の主張立証の機会は与えられたものであり、代理人の出席人を削除したこと」が、法第6・2条第4項に照らし、直ち

に面により示さなければならぬ。」と定めている。

別冊回答第10の脚10-1には、「本庄に據いて、決定通知書に記載した理由を付記しなければならないこととされていいる（法第24条第4項、第25項）ことは、本送の目的が国民の最低限度の生活の保護にあることから、保険の決定が、どのような理由によるとともに申請者が満足せらるるかを、申告がつてはならない」とされている。

これは、保険の決定のそれについて具體的に示すところは、図録であるが、決定の要由を周知させざるに必要かつ十分な内容であり、申告がつてはならないこととが望ましい。」とされ、①理由の釐明度を踏まえ、これまでの判例を踏まえ、いかなる事実関係に基づき、いかなること

処分根拠となる事実に關しては、処分の名あて人にとつて十分理解しうる程度に詳しく述べることと、②の処分理由は、その記載自体から、名あて人の知りうることならなければならないが、名あて人がたまたま理由を知りえただかどうかは、「理由の提示にあたつて考慮されてはならないこと」とが求められている。

本件については、前記①の(1)から(4)の事実のとおり、処分は請求人が法第27条に基づく指導指示に従わなれることを理由に、本件処分を行つたことが認められる。

当該保育決定通知書には、決定の理由として、「指導・指示の不履行により保護を停止します(平成26年7月1日付)。」と記載されています。
行政手続法第14条が求める①のいかなる事実關係に過ぎず、いかなる選択を選んでして処分がなされたか、②の処分根拠となる事実は明記じては、という点でみれば、処分の名あて人にとつて十分理解しうる程度に詳しうるものか、という点でみれば、本件停止決定通知書の停止理由には、「指導・指示の不履行により保護を停止します。」と記載されているものばかりで、停止決定の理由が了解する程度に附記されていとは認められない。

また、処分から提出された資料から、本件処分をすべき差し迫った必要性があつたことは認められない。

立会、処分は弁明書及び両井明書において、複数回にわたり処分指標指示に従わない場合は保育の変更、停止、隔離の処分を行う旨説明しており、平成26年6月27日に請求人宅訪問し、保護決定(停止)通知書を手交した際にも法第27条に基づく指導指示違反により、生活保護を停止することを請求人に對し説明しているが、と弁明しているが、処分理由はその「記載自身から」相手方の知り得たかどうかは、理由記載の程度を決するにあたつて考慮されないものである。

おおて、本件処分については、処分理由の提示において根拠があると言わざるを得ず、行政手続として適法である。

3

以上のおおり、本件審査請求には上記②の(1)及び(4)について理由があることから、行政不服審査法第416条第3項の規定に基づき、本文のとおり裁決する。

平成29年1月20日



福島県知事 内堀 雄雄